

かみジョイ

地域クラブでの安全安心な指導のために(参考資料)

宮城県教育委員会作成「みやぎ学校安全基本指針」の第3章安全教育・安全管理・組織活動を全面的に活用します。特に「必ず身に付けさせたい事項と内容」の記述は、児童生徒の指導に関わる者として、事故や災害被害の防止のみならず、児童生徒が自ら危険を予測して回避する能力を育てるうえでも有効な内容になっています。ぜひ参考にしてください。

かみジョイでは危機管理のための参考資料として指導者研修に活用していきます。指導者の皆さんは折に触れて児童生徒の指導に役立ててください。

なお、本資料は学校を軸として文言が構成されているので、内容を地域クラブの活動内容に置き換えて理解していただけるようお願いいたします。

特定非営利法人 かみジョイ

特定非営利法人（NPO 法人：Non-Profit Organization）かみジョイは、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動を通じて、地域住民の自立的社会参加を促し、もってスポーツ文化の醸成と地域コミュニティ形成に寄与することを目的に多様な事業を展開する法人です。

第3章 安全教育・安全管理・組織活動



交通安全教室の様子（登米市立米山東小学校）

I 安全教育

東日本大震災では、多くの尊い命が失われた。被害を最小限に食い止めるためには、まず日頃の備えが非常に重要である。

自然災害における被害を最小限にすることや事件・事故の発生を抑えるための基礎となるのが、幼児期から成人に至るまでの長期間にわたる、発達段階に応じた家庭や学校での安全教育にある。特に、学校において安全に関する知識と行動力を身に付けていくことで、自分の命を守るだけでなく、他人の安全や安心を守り、さらには、安全な社会づくりに貢献する心を養うことができると考える。

学校における安全教育を通して身に付けさせたい力と心は以下の5つである。

自らの身を守り乗り切る力（自助）

自分の身の回りの、危険を予測し、回避する力とともに、事件・事故災害に遭遇した際に、被害を最小限にして、危機的な状況を乗り切る力

知識を備え行動する力（自助）

「災害安全」「交通安全」「生活安全」について、発達段階に応じて知識を積み重ね、身の回りの危険について理解し、日常の中に潜む危険を予測し、自ら進んで危険回避のための行動ができる力

地域の安全に貢献する心（共助・公助）

他者の安全に配慮するとともに、地域の一員として、自分の住む地域の安全のために、自ら進んで安全活動に取り組もうとする心

安全な社会に立て直す力（共助・公助）

事件・事故災害が発生したときに、地域のために活動するとともに、互いに助け合い、協力する力

安全安心な社会づくりに貢献する心（公助）

人々の生命を尊重し、安全を最優先する気風や気質を身に付け、社会人として家庭・社会生活において、安全活動に取り組もうとする心

※自助：自分を守る。共助：他者を助ける。公助：ボランティア等、地域や社会の安全に貢献する。と規定する。

1 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全安心な社会づくりへ参加することのできる力と心を養うことにある。

具体的には以下の3つの目標があげられる。

	内 容	目 標	要 点
1	危険理解 意志決定 行動選択	日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。	自 助
2	危険予測 他者理解 危険回避	日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自ら危険な環境を改善し、危険を回避できるようにする。 他者の安全に配慮して安全な行動ができるようにする。	自 助 共 助
3	生命尊重 地域貢献	自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を意識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、社会の安全に貢献できるようにする。	公 助

2 発達段階における安全教育を通して身に付けさせたい力と心

安全教育の目標を達成していくためには、児童生徒等の各発達段階等に応じた取組が大切である。各発達段階において、危機理解、意思決定、行動選択の仕方や危険予測、危機回避をする力がそれぞれ異なり、生命尊重のとらえ方や安全活動へのかかわり方も変化していく。それぞれの発達段階に応じた適切な内容・方法により指導を行っていくことで、安全に対する力と心が培われていく。

以下に各発達段階等における安全教育により身に付けさせたい力と心を示す。

		安全教育を通して身に付けさせたい力と心
幼児		① 日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
		② 危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できる。
		③ 危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができる。
小学生	低学年	① 安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができる。
	中学年	② 危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができる。
	高学年	「災害安全」「交通安全」「生活安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができる。
中学生		① 中学年まで学習した内容を一層深めることができる。
		② 様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができる。
		③ 自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りできる。
高校生		④ 簡単な応急手当ができる。
		⑤ 小学校までに学習した内容をさらに深めることができる。
		⑥ 交通安全や日常の安全に関して安全な行動をとることができる。
障害のある児童生徒等		⑦ 応急手当の技能を身に付けることができる。
		⑧ 防災への日常の備えや的確な避難行動ができる。
		⑨ 他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感をもつことができる。
障害のある児童生徒等		⑩ 学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについて理解を深め、参加することができる。
		⑪ 放射線についての正しい知識と健康被害について理解することができる。
		⑫ 自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深めることができる。
障害のある児童生徒等		⑬ 心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当てが実践できる。
		⑭ 安全で安心な社会づくりの理解を深めると共に、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できる。
		⑮ 児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したりできる。
障害のある児童生徒等		⑯ 必要な場合には救助を求めたりすることができる。

3 必ず身に付けさせたい事項と内容

○ 災害安全, 交通安全, 生活安全において指導すべき具体的内容及び, 掲載場所は以下の一覧表のとおり。

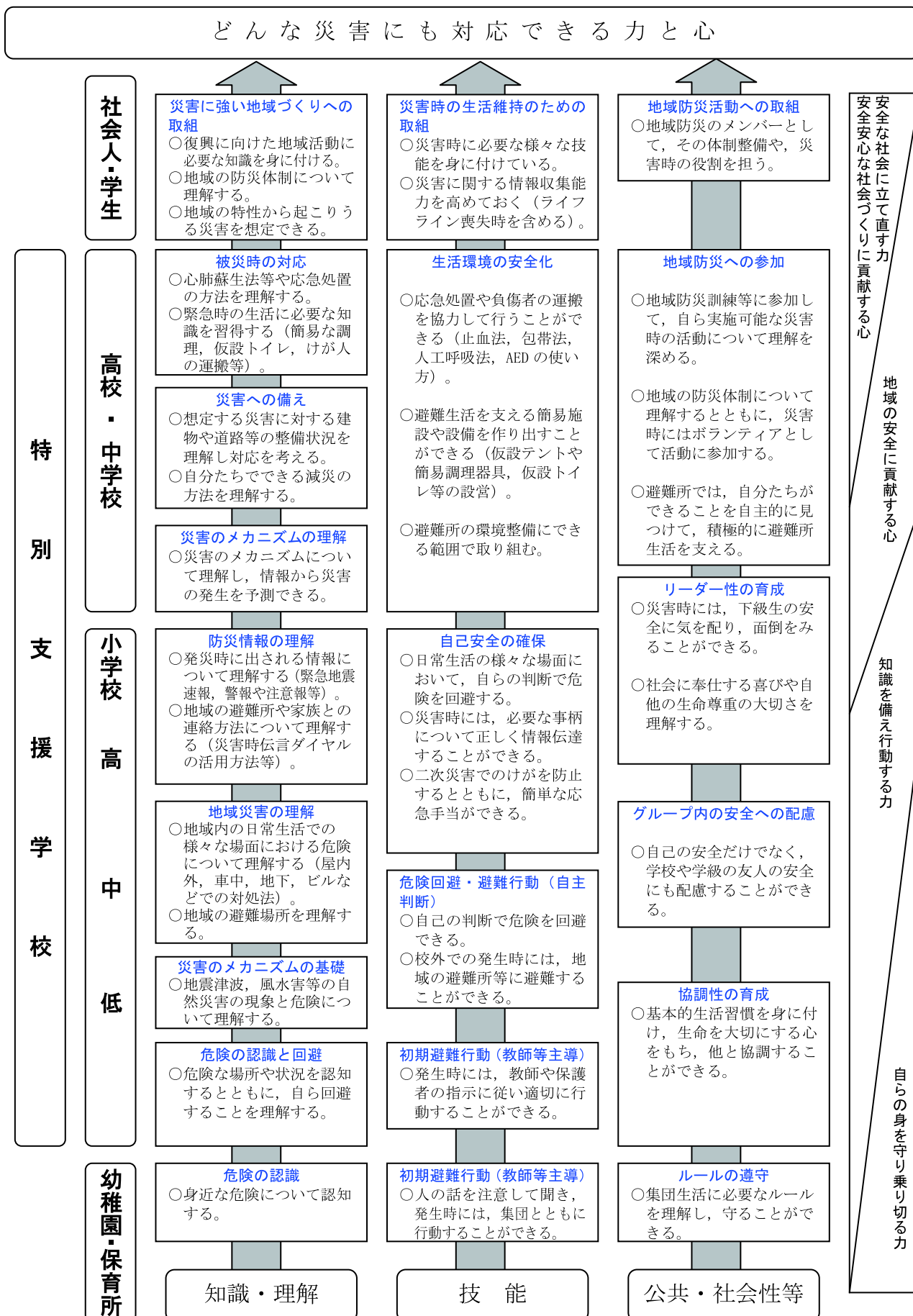
災 害 安 全		交 通 安 全		生 活 安 全	
指導すべき内容	頁	指導すべき内容	頁	指導すべき内容	頁
1 火災時の安全 (1) 火災発生時の対応	39	1 危険予測と交通状況への適応	55	1 学校生活 (1) 授業時間中の安全	61
(2) 火災予防の事前対応	40	2 歩行者の安全 (1) 安全のための知識	55	(2) 特別活動中の安全	61
2 地震災害時の安全 (1) 地震発生時の対応	40	(2) 公共交通機関等利用の際の安全	56	(3) 休憩時間の安全	62
(2) 地震の大きな揺れの後の知識	40	3 自転車利用の安全 (1) 自転車運転のルール	57	(4) 清掃時間の安全	62
(3) 地震に関する知識	41	(2) 安全のための知識と技能	57	(5) 給食時間の安全	62
(4) 地震に対する備え	42	4 二輪車・四輪車利用の安全 (1) 安全運転のための知識と技能	58	(6) 放課後の安全	62
3 津波災害時の安全 (1) 地震発生時の津波対応	43	5 交通事故の対応 (1) 交通事故が発生したときの対処	58	(7) 不審者への対応	63
(2) 津波に関する知識	44	6 交通安全への取組 (1) 交通安全社会への貢献	59	(8) 学校施設にかかわる安全	63
4 風水害による被害 (1) 大雨による被害	46	(2) 交通安全への誓い	59	2 家庭生活 (1) 火災防止	63
(2) 台風の知識	47			(2) 子どもの事故	64
(3) 局地的大雨の知識	48			3 犯罪の被害に遭わない (1) 登下校の安全	65
(4) 土砂災害の知識	48			(2) 地域・社会での安全	65
(5) 風の被害に備えて	49			(3) ネット時代の安全	66
(6) 大雪に備えて	49			(4) 性犯罪被害の防止	66
(7) 落雷の被害に備えて	50			(5) DV やジェンダーバイオレンスの防止	67
(8) 高潮の知識	50			(6) 未成年の飲酒, 喫煙と薬物乱用防止	67
5 火山災害時の安全 (1) 火山災害の知識	51				
6 原子力災害時の安全 (1) 原子力災害の知識	52				
7 災害に備える (1) 避難訓練の実施	53				



全校防犯訓練（宮城県立角田支援学校）

(1) 災害安全

①【学校安全教育体系図（災害安全）】



②指導内容・時期・場面

指導時期：○機会を捉えて指導する時期，→継続指導の時期，◎重点的に指導する時期，◇再確認させる時期
 凡 指導場面：教＝教科等，H＝HR等，行＝学校行事，部＝部活動等，日＝日常
 ※視覚，聴覚，肢体不自由，病弱の各障害のある児童生徒等については，幼小中高の各時期に準ずる。
 例 ※特支の欄は，知的障害のある児童生徒等を対象とし実態に応じ★印の項目を取り扱うこととする。さらに，取り扱う項目から発展的な学習にも配慮し指導に当たるものとする。

1 火災時の安全

(1)火災発生時の対応			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	火災が発生したときの危険について知る。	1) 平成 22 年度の火災による全国の死者は 1,738 人であり、宮城県では 33 人となっている。				○	◎	◇		行
		2) 火災による死者は午前 1 時から午前 6 時までの間に多い。				○	◎	◇		行
		3) 火災による死者は、12 月から 3 月までの 4 か月で全体の 49% を占める。				○	◎	◇		行
		4) 死因は、火傷、一酸化炭素中毒、窒息が多い。				○	◎	◇		教
		5) 死者の 55.4%が逃げ遅れが原因である。				○	◎	◇		行
		6) 死者の 57.9%が 61 歳以上の高齢者である。				○	◎	◇		行
②	火災が発生したときの初期消火の仕方を知る。	1) 出火の現場に居合わせたときは、「避難」「通報」「初期消火」である。		○	→	→	◎	→		行
		2) 火事を見つけたときは大声で「火事だ」と叫ぶ。	○	→	◎	→	→	→	☆	行
		3) 油鍋からの火は、水は厳禁。濡れたタオルなどで空気を遮断する。				○	◎	→		行
		4) カーテンなどに火がついたら、引きちぎって、天井から離して消火する。				○	◎	→		行
		5) 消火器は火元まで持って行って、ノズルをしっかりとって、火にかける。				○	◎	→		行
		6) 初期消火の限界は、天井の高さまで火災が上がるまで。それを超えたらすぐに避難。				○	◎	→		行
③	火災が発生したときの初期消火に必要な準備物について知り揃えておく。	1) 消火器。				○	◎	→	☆	行
		2) 消火用の水バケツ(三角消火バケツ)。				○	◎	→		行
		3) 油なべにかぶせるタオル。				○	◎	→		行
④	火災が発生したときの避難の仕方の基本を身に付ける。	1) 天井に火が移ったときが避難の目安				○	◎	→		行
		2) 服装や持ち物にこだわらずできるだけ早く避難する。		○	◎	→	◇	→	☆	行
		3) 煙の中を逃げるときは、できるだけ姿勢を低くして、濡れたタオルやハンカチなどで口と鼻を覆う。階段でははったまま後ろ向きに逃げる。			○	→	◎	→		行
		4) 逃げ遅れた人がいるときは、すぐに消防に伝える。				○	◎	→		行
		5) 一度避難したら建物の中には戻らない。中に人がいるときは消防に連絡する。				○	◎	→		行
		6) 学校や人がたくさん集まる場所で火災に遭遇したときの避難の仕方「お・は・し・も」を知る。(おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない)	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
⑤	大きな建物などでは、普段から避難経路を確認することの大切さを知る。	1) 大きな建物には誘導灯が設置されている。			○	→	◎	→	☆	行
		2) 火災の時は停電になり、暗い中で避難する場合もあるので、誘導灯を頼りに避難する。			○	→	◎	→	☆	行
		3) 避難経路の確認とともに、緊急放送に注意して、適切な避難行動をとる。			○	→	◎	→	☆	行
⑥	火災における、一酸化炭素や有毒ガスの危険性を知り、避難に生かす。	1) 発生する煙には有毒物質が多く含まれているが、その中で最も多く含まれているのが一酸化炭素である。			○	→	◎	→		教・行
		2) 焼死者の多くが、煙を吸って意識不明になったところを炎に襲われている。			○	→	◎	→		行
		3) 避難の時には、煙を吸わないことが重要である。			○	→	◎	→	☆	行
		4) 煙の上昇速度は毎秒3～5mと人の走る速さの2～3倍ほど。			○	→	◎	→		行
		5) 煙が横に広がる速さは、毎秒 0.3～0.8mで人がゆっくり歩く速さである。			○	→	◎	→		行
		6) 避難の時は体勢を低くして、口や鼻をハンカチやタオルで覆う。	○	→	→	→	◎	→	☆	行

凡 指導時期: ○機会を捉えて指導する時期, →継続指導の時期, ◎重点的に指導する時期, ◇再確認させる時期
 例 指導場面: 教=教科等, H=HR等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

(2)火災予防の事前対応			指導時期等							主な 指導 場面				
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支					
				低	中	高								
①	火災の発生原因の傾向を理解して、火災を絶対に発生させない。	1) 火災の発生原因の第1位は放火であり、平成 22 年度は放火の疑いも含わせると全体の 20.4%である。			○	→	◎	◇		行				
		2) 放火対策として、燃えやすい物を放置してはいけない。			○	→	◎	◇		行				
		3) 火遊びが原因の火災は平成 22 年度全体の 3.6%で 1678 件発生している。火遊びは絶対してはいけない。		○	→	→	◎	◇		行				
		4) タバコの不始末が原因の火災が多く発生している。				○	◎	◇		教・行				
		5) 電灯電話等の配線や配線器具からの出火も多く、平成 22 年度は全体の 5.46%で 2,505 件発生している。					○	◎	◇		行			
		6) コンセントのゴミや古い配線には注意が必要である。						○	◎	◇		行		
②	火災予防に対する社会の取組について知り、自分ができることを考え実行する。	1) 消防署の他に地域には消防団が組織されている。					○	◎	◇		行			
		2) 消防団は他に本業を持ちながらも非常勤特別職の地方公務員として、郷土愛護の精神に基づき消防・防災活動を行っている。						○	◎	◇		行		
		3) 消防団はほぼ全ての市町村に設置しており、平成 23 年 4 月には全国に 879,978 人いる。								◎	◇		行	
		4) 消防団員数は減少し続けている。									◎		行	
		5) 宮城県には婦人防火クラブが 1,939 団体組織され、309,871 人が参加し、全国一の組織をもっている。(H24)										◎		行
		6) 宮城県には幼年消防クラブ、少年消防クラブが組織され、平成 24 年 5 月 1 日付けで 440 団体 33,094 人が所属している。	○	→	→	→	◎	→	→				行	

2 地震災害時の安全

(1)地震発生時の対応			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	緊急地震速報を見聞きしてから、また、突然揺れを感じてから、揺れがおさまるまで適切に行動する。	1) 周囲を確認し、あわてずに、まず身の安全を確保する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 人が大勢いる施設では、係員の指示に従う。			○	◎	◇	→		行
		4) 鉄道やバスなどに乗車中は、つり革や手すりなどにしっかりつかまる。			○	◎	◇	→		行
		5) エレベーターでは最寄りの階ですぐ降りる。			○	◎	◇	→		行
		6) 屋外では、落石や崖崩れ、ブロック塀の倒壊や看板やガラスの落下に注意する。	○	→	→	◎	◇	→		行
②	揺れがおさまった後、余震に注意して適切に行動する。	1) 大きな地震の後には大きな余震があることを前提として避難する。			○	◎	◇	→		行
		2) 本震で建物に亀裂が入った場合は、余震による二次災害が発生する可能性が高い。				◎	◇	→		行
		3) 倒れそうになっている家具や落ちかけた照明などには近づかない。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) ブロック塀や門柱には近づかない。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
③	地震により、火災や津波、土砂崩れ、土石流及び液状化が発生することを知り、適切に行動する。	1) 地震後の火災に注意する。		○	◎	◇	→	→		行
		2) 土砂崩れがあるかもしれないので、崖に近づかない。		○	→	◎	◇	→		行
		3) 土石流があるかもしれないので、川や沢には近づかない。		○	→	◎	◇	→		行
		4) 液状化(土や泥が流れだし)しているところには大きな穴があったり、地盤がゆるく、ぬかるんでいたりするので近づかない。		○	→	◎	◇	→		行
		5) 津波が来るかもしれないので海岸や河川には近づかない。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行

(2)地震の大きな揺れの後の知識			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	地震の大きな揺れにより、斜面などが普段より脆弱になっていることを知る。	1) 少しの雨でも土砂災害が起こることがある。	○	→	◎	→	◇	→		行
		2) 崖などに亀裂が入ることがある。	○	→	◎	→	◇	→		行
		3) 震度5強以上を観測した地域は、大雨警報・注意報の基準を通常より引き下げることがある。				○	◎	→		行

(2)地震の大きな揺れの後の知識			指導時期等						主な 指導 場面	
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特 支
				低	中	高				
②	地震の大きな揺れにより、堤防などの施設が損傷することがある。	1) 堤防などの施設が損傷することがある。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		2) これまでより少ない雨量で堤防などが損傷し、洪水となることがある。	○	→	◎	→	◇	→		行
		3) 排水施設の損傷により、これまでより少ない雨で浸水することがある。	○	→	◎	→	◇	→		行
		4) 震度5強以上を観測した地域は、大雨、洪水警報・注意報の基準を通常より引き下げることがある。				○	◎	→		行
③	地震の大きな揺れにより、地盤沈下や隆起などの変動がおきることがあることを知る。	1) 地盤沈下により、これまで海水の入らなかった地域へ海水が入り込むことがある。		○	◎	→	◇	→	☆	行
		2) 高潮により、これまで以上に浸水の被害が起こる。		○	◎	→	◇	→	☆	行
		3) 地盤沈下により、高潮警報・注意報の基準を通常より引き下げることがある。				○	◎	→		行

(3)地震に関する知識			指導時期等							主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支		
				低	中	高					
①	地震が起こるメカニズムと地震の特徴(本震後の余震)について知る。	1) 地震の発生する仕組みを理解する。				○	◎	◇		教	
		2) 大きな地震が発生すると、その近くで最初の地震より小さな地震が発生する。最初の大きな地震を本震、その後引き続き起こる地震を余震という。				○	◎	◇	☆	教	
		3) 日本周辺には、北アメリカプレート、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートの4つが存在しており、日本は地震大国である。				○	◎	◇		教	
②	地震の規模(マグニチュード)や揺れの強さ(震度)を示す尺度について知る。	1) マグニチュードは地震そのものの大きさ(規模)を表し、震度はある場所での地震による揺れの強さを表す尺度。				○	◎	◇		教	
		2) マグニチュードと震度は例えると電球の明るさと周りの明るさとの関係に似ている。電球の明るさをあわらす値がマグニチュード、電球から離れたある場所の明るさが震度に相当する。					◎	◇		教	
		3) マグニチュードは1増えると地震のエネルギーは32倍に増え、2増えると32×32=1024倍になる。						◎	◇		教
		4) 震度5弱では大半の人が恐怖を覚え、震度6弱では立っていられなくなる。震度6強では、固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。				○	◎	◇	☆	教	
		5) 震源からの距離が遠くても、地盤によっては震度が大きくなる。				○	◎	◇		教	
③	地震に伴って発生する「複合災害」について知り、危険の予測と回避に役立てる。	1) 「複合災害」について理解する。				○	◎	◇		教・行	
		2) 自分が住んでいる地域で考えられる「複合災害」について理解する。				○	◎	◇		教・行	
		3) 「複合災害」を予測した避難の仕方を考える。				○	◎	◇		教・行	
④	揺れ始めたときの行動の仕方について、場所、時間毎に理解し、危険の予測と回避に役立てる。	1) 普段から、今ここで地震が発生したらどのように避難行動をすればよいかを考える。			○	→	◎	◇	☆	教・行	
		2) 自分が避難を誘導する立場だったら、どのように誘導すべきかを考える。					○	◎		教・行	
		3) 避難訓練の場所や時間の設定を理解して安全に参加する。			○	◎	→	◇	☆	教・行	
⑤	緊急地震速報の仕組みについて知る。	1) 大きい地震が来る前には、緊急地震速報がテレビ、ラジオ、携帯電話などに流れる。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行	
		2) 緊急地震速報は地震発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、震源や地震の規模を直ちに推定し、それに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を可能な限り早く知らせる地震動の予報及び警報である。						◎	◇	教・行	
		3) 緊急地震速報は地震発生後の地震波を捉えてから発表するものであることから、地震発生を予知するものではない。						◎	◇	教・行	
		4) 緊急地震速報を適切に活用するためには、その特性や技術的な限界を十分に理解する必要があること。						◎	◇	教・行	
⑥	宮城県で過去に発生した地震や津波の被害を知る。	1) 宮城県では過去に何度も大きな地震や津波被害を受けている。			○	◎	→	→			
		2) 過去の地震津波災害の被害について知る。			○	◎	→	→			

(3)地震に関する知識			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
⑦	宮城県沖で発生が予測されている地震を知る。	1) 宮城県沖では牡鹿半島の東方沖を震源とするマグニチュード7. 1～7. 4前後のプレート間地震が繰り返し発生している。平均発生間隔は約 38.0 年である。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 繰り返し発生する地震以外にも、2003 年5月 26 日(マグニチュード7. 2)や 2011 年4月7日(マグニチュード7. 2)の地震のように、太平洋プレート内で発生した地震による被害が発生している。		○	→	◎	◇	→		教・行
		3) 予想される最大震度が6強といわれ、立っていることができず、はわないと動くことができないくらいである。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		4) 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。また、補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		5) 電気、水道、ガスなどのライフラインに大きな被害を受ける。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
⑧	東北地方太平洋沖地震の発生により、大きな余震や誘発地震が発生する可能性があることを知り、災害に備える。	1) 東北地方太平洋沖地震は、宮城県沖と三陸沖南部海溝寄りに加え、三陸沖中部から茨城県沖までの広い範囲で地震が連動して発生した、マグニチュード9. 0の巨大地震である。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 東北地方太平洋沖地震が発生した領域では、今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。また、これより規模が小さくても、宮城県の近くで余震が発生すれば、震度5強以上の揺れになることがある。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		3) 東北地方太平洋沖地震の余震活動地域の外側でも強い揺れを伴う地震が発生しており、地震活動が高まっていると考えられる。大きな地震が海で起こった場合、津波が発生するおそれがある。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
⑨	宮城県沖の地震以外にも日本海溝付近や、長町ー利府断層など活断層による地震が発生する可能性があり、また、岩手・宮城内陸地震のような知られていない活断層による地震もあることを知り、普段から災害に備える。	1) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りで発生する可能性があるプレート間地震(津波地震:マグニチュード8. 6～9. 0)や、プレート内地震(マグニチュード8. 2～8. 3)は、大津波の発生する可能性がある。		○	→	◎	◇	→		教・行
		2) 県内には活断層が多く、どこでも地震が発生する可能性がある。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行

(4)地震に対する備え			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	地震の備えはすべての県民が行っておくべきことであることを理解する。	1) 日頃からの地震に対する備えが、身の安全を守り被害を軽減させる。		○	→	◎	◇	→		教・行
		2) 水や食料など生命を維持するために必要な物を少なくとも3日分は準備する。		○	→	◎	◇	→		教・行
②	自分が普段いる場所をいくつかあげ、そこで地震の揺れが来た時を想像してみる。そこから普段からやっておかなければならない備えについて知り、災害に備える。	1) 周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 家庭や学校では、頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		3) 人が大勢いる施設では、係り員の指示に従う。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		4) 鉄道やバスなどに乗車中は、つり革や手すりなどにしっかりつかまる。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		5) エレベーターでは最寄りの階ですぐ降りる。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		6) 屋外では、落石や崖崩れ、ブロック塀の倒壊や看板やガラスの落下に注意する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	教・行
③	家庭で、地震が発生したときに危険なものがないか調べてみる。	1) 家具が固定されているか。(特に寝室や子ども部屋のタンスなどの高い家具)			○	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 落下するものがないか。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		3) 自宅が耐震構造となっているか。			○	◎	◇	→		教・行
		4) ブロック塀は必要な補強がされているか、亀裂などは入っていないか。			○	◎	◇	→		教・行

凡 指導時期：○機会を捉えて指導する時期，→継続指導の時期，◎重点的に指導する時期，◇再確認させる時期
 例 指導場面：教＝教科等，H＝HR等，行＝学校行事，部＝部活動等，日＝日常

(4)地震に対する備え			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
④	学校で、地震が発生したときに危険な場所や物がないか調べてみる。	1) 背の高いロッカーやケース、テレビなど重い物がしっかり固定されているか。		○	→	◎	◇	→		教・行
		2) 避難経路が確保されているか。		○	→	◎	◇	→		教・行
⑤	通学路で、地震が発生したときに危険なものがないか調べてみる。	1) ブロック塀の倒壊が予想される場所はないか。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 土砂崩れや液状化などが発生する場所がないか。		○	→	◎	◇	→		教・行
		3) ガラスや看板など落下するおそれがあるものはないか。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		4) 家屋が倒壊しそうな場所はないか。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		5) 路肩が崩壊しそうな場所がないか。		○	→	◎	◇	→		教・行
⑥	登下校中に地震が発生したときの対応の方法について家族や学校で約束しておく。	1) 約束事を確認する。		○	◎	◇	→	→	☆	教・行
		2) 無事であることやけがをしたことなどをどのように連絡するか決める。			○	→	◎	→		教・行
		3) どこに助けを求めるのがよいかを確認する。		○	→	◎	→	→	☆	教・行
		4) 家族の避難場所を事前に確認する。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
		5) 災害用伝言ダイヤル171を知り、練習する。(例：毎月1日(15日)の体験利用日に行う。)					◎	◇		教・行
⑦	自転車やオートバイ及び自動車に乗っているときに地震が発生したときの対処方法を知り被害を回避する。	1) 急ハンドルや急ブレーキを避けて、落ち着いて周囲の状況を確認しながら対応する。			○	→	◎	◇		教・行
		2) 周囲の安全を確認してゆっくりと道路左側に停車する。			○	→	◎	◇		教・行
		3) オートバイや車を運転中の場合は、後続の自動車に配慮してハザードランプを点灯するなどして、緩やかにスピードを落とす。						◎		教・行
⑧	百貨店など人が集まる場所では、日頃から非常口を確認することの大切さを知る。	1) 非常口を常に確認する。			○	→	◎	→	☆	教・行
		2) 緊急時は停電になることもあるが、誘導灯を頼りに避難する。			○	→	◎	→	☆	教・行
		3) 緊急放送や従業員の指示に従う。			○	→	◎	→	☆	教・行
⑨	地震でけがをしたときに、病院では重傷度と緊急性から治療の優先順位をつけて診ることを知る。(トリアージ)	1) 大きな災害では、病院や医師が負傷者に対して不足するため、治療は重傷度と緊急性によって優先順位を付けて行われる。(トリアージ)						○	◎	教・行
		2) 「トリアージタグ」を使用している意味を理解する。						○	◎	教・行
⑩	住宅等の耐震化について基礎知識を知る。	1) 耐震化の必要性と耐震工法の基本を理解する。					◎	◎		教・行
		2) 住宅建築に関する専門家やNPO団体等による実際に行われている住宅の耐震化と現状の講習等を受ける。						○	◎	教・行
		3) 自分の家の耐震化についてチェックする。					◎	◎		教・行
⑪	建築物の最新の耐震、免震システムについて知る。	1) 最新の耐震、免震の仕組みと効果を理解する。						○	◎	教・行
		2) 危険な建物を見分ける。						○	◎	教・行

3 津波災害時の安全

(1)地震発生時の津波対応			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	地震が発生した場合、すぐに津波を考える。	1) 地震が発生したときは、最初はどこが震源かが分からないので、すぐに津波のことを考えなければならない。	○	→	→	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 津波から避難する時は、遠くではなく、高いところに避難する。例えば、海の近くにいる場合は、近くの高台や建物等が流される恐れがあるため、高くて頑丈な建物に避難する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	教・行
		3) 車を使った避難は、交通渋滞などにより身動きがとれなくなる恐れがあることを理解する。				○	→	◎		教・行
		4) 津波により損傷した建造物等から漏れた油やガスに引火して火災が発生することがある。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行

(1)地震発生時の津波対応			指導時期等							主な 指導 場面	
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特 支		
				低	中	高					
②	海岸で大きな揺れを感じたときや、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の襲来を予測して、直ちに海岸から避難する。	1) 津波が地震直後に襲ってくることもあるので、いち早く避難行動をとる。	○	→	→	→	◎	◇	☆	教・行	
		2) 1983 年日本海中部地震では、地震後に津波が来襲することを知らない人が多く、100 人の命が奪われるなど被害が拡大した。				○	→	◎	◇		教・行
		3) 1993 年北海道西南沖地震では、地震発生から3分後に奥尻島を襲った津波で 198 人の命が奪われた。				○	→	◎	◇		教・行
③	地震が発生したら、3 分以内を目標に津波警報が出されることを知り、テレビやラジオの情報に注意する。	1) 日本では、津波についての情報が地震発生から3分以内を目標に発表されるように取り組まれている。				○	◎	◇	→		教・行
		2) 津波警報、津波注意報が発表された場合は、正しい情報を素早くつかみ、適切な避難行動をとる。				○	◎	◇	→		教・行
		3) 海岸付近に行く際は、携帯ラジオなどを準備し、情報入手手段を確保する。					◎	◇	→		教・行
④	津波を見に海岸に近づいてはならない。海岸で見ていると実際の高さよりもかなり低く錯覚し、避難が手遅れになり、命を落とすことにつながることを知る。	1) 興味本位で津波を見に行ってしまうはいけない。				○	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 海岸で津波を見ていると実際の高さよりもかなり低く錯覚し、避難が手遅れになり、命を落とすことにつながる。				○	◎	◇	→		教・行
		3) スマトラ島沖地震津波では、津波を海岸で見ているうちに、逃げ遅れた人がたくさんいた。				○	◎	◇	→		教・行
		4) スマトラ島沖地震津波では、津波警報を海岸付近に知らせる防災システムが整っていなかったため、被害が拡大した。					○	◎	→		教・行
⑤	津波警報・津波注意報を利用するに当たっての留意事項を知る。	1) 津波警報・津波注意報は、「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」に分類され、「津波注意報」は海中や海岸付近にいる人等への注意の呼び掛け、「津波警報」は陸域に対する警戒の呼び掛け、「大津波」の場合は陸域における厳重な警戒の呼び掛けという意味である。					○	→	◎		教・行
		2) 海岸付近の低地や、太平洋沿岸で地盤沈下のあった地域等、浸水しやすくなっている所では、津波注意報でも避難が必要な場合がある。					○	→	◎		教・行
		3) 津波の発生場所によっては、津波警報が間に合わないことがある。					○	◎	→		教・行

(2)津波に関する知識			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	津波発生メカニズムについて知る。	1) 海底で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降し、これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波である。				○	◎	◇		教・行
②	津波と波浪の違いから、津波のエネルギーの大きさと被害が大きくなることを知る。	1) 津波と波浪は全く違う波である。波浪は風などによる海水面の移動で堤防を大きく超えることはないが、津波は海水全体の移動(巨大な海水のかたまり)である。					○	◎		教・行
		2) 津波は海水全体が動いてくる波で、波長が非常に長く数kmから数百 km ある。津波と波浪では、波の高さが同じでもエネルギーが津波の方がはるかに大きく、被害も大きいものとなる。					○	◎		教・行
		3) 津波は、30cmの高さでも被害が生じ、幼児や児童は流されることがある。	○	→	◎	◇	→	→	☆	教・行
③	津波は非常に速い速度で襲ってくることを知る。	1) 津波は水深が深いほど速く移動する。(水深が5000mでジェット機と同じ時速 800km/h 程度)		○	→	◎	◇	→		教・行
		2) 津波は海岸に到達すると、速度は陸上の短距離選手と同じくらいの速さ(36km/h程度)となり、高さは沖合に比べて数倍になる。		○	→	◎	◇	→		教・行
		3) 津波が襲ってきたときに走って逃げることは難しい。		○	→	◎	◇	→	☆	教・行
④	ゆれが小さくても津波は襲ってくることを知る。	1) その場の揺れは小さくても、津波が襲ってくることがある。		○	→	◎	→	◇		教・行
		2) 死者行方不明者が2万人を超えた明治三陸地震津波では、揺れが震度2～3くらいであった。		○	→	◎	→	◇		教・行
		3) 揺れが小さくても大きな津波を発生させる地震を「津波地震」という。			○	◎	→	◇		教・行

凡 指導時期: ○機会を捉えて指導する時期, →継続指導の時期, ◎重点的に指導する時期, ◇再確認させる時期
 例 指導場面: 教=教科等, H=HR等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

(2)津波に関する知識			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
⑤	津波は何度も襲ってくることを知る。	1) 津波は何度も襲ってくる。		○	→	◎	◇	→	☆
		2) 第1波が1番大きいとは限らない。第2波, 第3波の方が大きいことが多い。		○	→	◎	◇	→	
		3) 第1波と第2波が違う方向から襲ってくることもある。		○	→	◎	◇	→	
		4) 津波は一般に地震の規模が大きいほど長く続き, 大規模な場合は数日続くこともある。		○	→	◎	◇	→	
		5) 津波警報や津波注意報が解除されるまで避難等を継続しなければならない。		○	→	◎	◇	→	☆
⑥	津波は引き波から始まるとは限らないことを知る。	1) 津波は, 引き波から始まる場合と, 押し波から始まる場合の二通りの始まり方がある。		○	→	◎	◇	→	
⑦	津波の高さは地形などによって, 大きく異なることを知る。	1) 津波の高さは, 海底の地形や湾の形など, 場所によって大きく変化する。海岸近くでは津波の高さは沖合の何倍にも増すことがある。				○	◎	◇	
		2) 湾の奥などでは, 波が集中するので, 特に津波が高くなりやすい。				○	◎	◇	
		3) 岬の先端も津波が集中するので高くなりやすい。				○	◎	◇	
		4) 津波の発生場所や津波の性質によっては津波が高くなりやすい場所が異なる。岩手県宮古湾の例: 昭和三陸地震では湾奥より湾口が高かった。1960年チリ地震津波では, 湾口より湾奥が高かった。				○	◎	◇	
⑧	津波は川をさかのぼることがあるので, 川に近づいてはいけないことを知る。	1) 橋を渡って避難してはいけない。		○	→	◎	◇	→	☆
		2) 川に沿って避難してはいけない。		○	→	◎	◇	→	☆
		3) 2011年東北地方太平洋沖地震では, 石巻市の北上川を津波が遡上し, 河口から約8km内陸まで河川付近の低地が津波により浸水している。		○	→	◎	◇	→	
⑨	遠隔地で発生した地震により, 津波が襲ってくることを知る。	1) 日本では揺れを感じない外国で発生した大地震により, 日本沿岸に大きな津波が押し寄せることがある。			○	◎	◇	→	☆
		2) チリ地震津波は, 遠地地震津波の例である。チリで発生した津波は約20時間かけて日本に到達している。			○	◎	◇	→	☆
⑩	歴史的に東北地方太平洋沿岸は何度も津波に襲われており, 多くの人命を失ってきたことを知る。また日本の津波警報態勢は東北地方から始まったことを知る。	1) 東北地方の太平洋沿岸の過去の津波被害を理解する。			○	◎	◇	→	☆
		2) 東北地方の沿岸では, 地震と津波はいつも同時に起こるものとして考える。		○	→	◎	◇	→	☆
		3) 東北地方の太平洋沿岸では, 過去の災害での経験を踏まえ, 津波に対する備えが進められてきた。				◎	◇	→	
		4) 過去の津波被害状況を踏まえ, 防波堤などが造られている。				◎	◇	→	
		5) 1941年(昭和16年)に日本で最初に三陸沿岸を対象に津波警報組織が発足した。					◎	→	
		6) 津波警報のシステムは予報システムの改良等に伴い, 現在では地震発生後3分以内を目標に出されるようになっている。			○	◎	◇	→	
⑪	『大丈夫だろう』という, 『正常化の偏見』について知る。情報の受け取り方について知る。	1) 『正常化の偏見』とは, 非常ベルがなったり, 警報が出たりしても, 間違いだろうと考え, その危険を認めようとしない心理傾向をいう。				○	◎	◇	
		2) 『正常化の偏見』が避難行動に大きな影響を与える。				○	◎	◇	
		3) 警報が出たりしたときは, 自分で過小な判断をしないで, すぐに避難行動を起こす。				○	◎	◇	☆
		4) 津波警報が出る前に津波が襲来することがあることを実例から知る。1993年奥尻島では地震発生後3分で大津波が襲い198名の犠牲者が出たが, 津波警報が発せられたのは地震から5分後であった。				○	◎	◇	
		5) 津波がくる前には必ず警報や注意報が出されるとは限らない。何らかの理由で警報等が遅れる場合がある。				○	◎	◇	
		6) 災害の予報は, 「空振りはするかもしれないが, 見逃しは絶対にしない」という考え方で発表されている。たとえ避難が空振りになったとしても「今回は空振りで終わって良かった」と喜べるような心構えと余裕をもつ。				○	◎	◇	

(2)津波に関する知識			指導時期等						主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特支
				低	中	高				
⑫	津波と潮位の関係について知る。	1) 津波到達と満潮の時刻が重なると津波の高さが増し、被害が大きくなることもある。					○	◎	教・行	
		2) 津波が発生した場合には、満潮時刻や潮位にも注意する。					○	◎	教・行	
		3) 「予想される津波の高さ」は、津波がない場合の潮位（平常潮位）から津波によって海面が上昇した高さである。					○	◎	教・行	
		4) 海岸から内陸へ津波がかけ上がった場合の平常潮位からの高さを「遡上高（そじょうこう）」といい、「遡上高」は「予想される津波の高さ」と同程度から、高い場合は4倍程度にまでなる。					○	◎	教・行	
⑬	津波の複雑な特徴を予想するには限界があることを知る。	1) 津波は沿岸の地形などの影響で局所的に高くなることもある。					○	◎	◇	教・行
		2) 最初に到達する津波よりも後から繰り返しやってくる津波の方が高く強くなることが多い。					○	◎	◇	教・行
		3) 同じ津波でも、場所によって予想された津波の高さより低かったり、到達時刻が遅かったりすることや、予想より高く、早く津波が来襲することがある。					○	◎	◇	教・行
		4) 観測される津波の高さは予想値と比較して、半分程度に留まることもあれば、2倍程度大きくなることもある。					○	◎	◇	教・行

4 風水害による被害

(1)大雨による被害			指導時期等						主な 指導 場面		
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特 支	
				低	中	高					
①	大雨により「洪水」が発生する危険があることを知る。	1) 洪水とは、河川を流れる水の量が異常に増加し、河川敷に溢れたり、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えて起こる災害。		○	→	◎	→	→	☆	教・行	
		2) 河川の洪水は、自分のいる所で雨が降らなくても、川の上流部で降った大雨でも起こる。		○	→	◎	→	→	☆	教・行	
		3) 長い川(北上川や阿武隈川など)では、上流部で降った大雨が半日から1日程度たってから下流部の水の量を増やすことになる。		○	→	◎	→	→	☆	教・行	
		4) 堤防が整備されても記録的な大雨により洪水が発生することもある。		○	→	◎	→	→	☆	教・行	
②	大雨により「浸水」が発生する危険があることを知る。	1) 浸水とは、道路や家屋が水に浸かること。		○	→	◎	→	→		教・行	
		2) 落ちた小枝や木の葉が排水溝をふさぎ、浸水することがある。		○	→	◎	→	→		教・行	
		3) 浸水により、家財が使えなくなったり、家の外に出られなくなったり、道路が通行止めになる。			○	◎	→	→		教・行	
		4) 洪水が発生した場合に浸水する区域を事前に確認する。				◎	→	→		教・行	
③	大雨により「土砂災害」が発生する危険があることを知る。	1) 土砂災害には、土石流、地すべり、崖崩れ、山崩れがある。				◎	→	→		教・行	
		2) 大雨により、地盤がゆるんでくると「土砂災害」が発生しやすくなる。				◎	→	→		教・行	
		3) 雨が上がった後でも土砂災害が発生する可能性がある。				◎	→	→		教・行	
		4) 土砂災害で道路が寸断されることがある。				◎	→	→		教・行	
④	雨の降り方から、災害の発生を予測する。	1) 雨の強さの目安を知る。 ・10～20mm/hの雨はザーザーと降る。雨音で話し声が良く聞こえない。 ・20～30mm/hの雨は土砂降り。側溝がたちまちあふれる。 ・30～50mm/hの雨はバケツをひっくり返したよう。避難準備を始める。 ・50mm/h～…滝のように降る。					○	◎	→		教・行
		2) 自分が住んでいる地域の状況から、どのくらいの雨の場合に災害が起こるかを確認する。					○	◎	→		教・行

凡 指導時期: ○機会を捉えて指導する時期, →継続指導の時期, ◎重点的に指導する時期, ◇再確認させる時期
 例 指導場面: 教=教科等, H=HR等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

(1)大雨による被害			指導時期等						主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
⑤	大雨には、台風、低気圧、梅雨前線、秋雨前線によるものや局地的大雨などがあることを知る。	1) 台風は強い風とともに大雨を伴う。台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。					◎	→		教・行
		2) 低気圧は雨雲を伴っており、大雨を降らせたり強い風を吹かせる。					◎	→		教・行
		3) 6月から7月に夏の温かく湿った高気圧と春の冷たい高気圧がぶつかり梅雨前線ができる。9月頃に温かく湿った夏の高気圧と冷たい秋の高気圧がぶつかり、秋雨前線ができる。それらが雨を降らせる。					◎	→		教・行
		4) 秋雨前線は台風の時期と重なり、台風の温かく湿った風が前線を活発化させ、大雨を降らせる。					◎	→		教・行
⑥	いつも気象情報に注意し、災害に備えておくことが必要であることを知る。	1) 気象台からは天気予報のほかに、警報や注意報などの気象情報が発表されている。				◎	→	→	☆	教・行
		2) 警報・注意報の違いと発表の区域に注意する。				○	◎	→		教・行
		3) 情報を把握することにより、災害による被害を回避したり、減少させることができる。				◎	→	◇		教・行
		4) 急な災害では、情報が間に合わないこともある。				○	◎	◇		教・行
		5) 天気図から気象の変化をある程度読み取る。					◎	→		教・行
		6) 雨量や水位のデータの入手方法を知る。				○	◎	→		教・行
⑦	避難の勧告や指示があったら速やかに従うこと。	1) 地域の災害情報に留意する。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 災害を過小に考えず、指示には速やかに従う。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		3) 避難の時は、災害の状況を考慮し、避難方法等を考える。			○	◎	◇	→	☆	教・行
⑧	洪水が予測される時の避難について、避難場所や避難経路を家族で確認しておく。	1) 普段から、冠水したときを想定して危険な場所(側溝やマンホール等)を確認する。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		2) 避難するときに持って行く物を事前に準備しておくことも重要である。			○	◎	◇	→	☆	教・行
		3) 洪水や土砂災害のハザードマップを正しく活用する。				◎	◇	→		教・行

(2) 台風の知識			指導時期等						主な 指導 場面	
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体的指導内容	幼	小			中	高		特 支
				低	中	高				
①	台風により、被害が発生することを知る。	1) 台風の大きさや風の強さ、予想雨量などの情報とともに予想される災害についての情報に注意する。				○	◎	→		教・行
		2) 台風が接近してから屋外に出るのは危険である。			○	◎	→	→	☆	教・行
		3) 台風が遠くにあっても、高い波が打ち寄せることがあるので、海での活動には注意する。			○	◎	→	◇	☆	教・行
		4) 台風が遠くにあっても秋雨前線などを刺激して、大雨を降らせることがある。					◎	→		教・行
		5) 台風の雲の中心部には、雲のない空洞部分(台風の目)ができ、その下では風が穏やかで、雨もほとんど降らず、青空が見えることもある。				○	◎	→		教・行
		6) 台風の目の周囲には厚い積乱雲があるため、激しい暴風雨となる。					◎	→		教・行
		7) 台風が通過した後にそれまでと大きく異なる風向から吹く強い風を台風の吹き返しという。					◎	→		教・行
		8) 台風の吹き返しにより、災害が起こることもある。					◎	→		教・行
②	台風の接近が予想される場合は、早めに備えをし被害を回避する。	1) 台風が近づいてからの作業はとても危険なので、早めに備えを完了しておく。				○	◎	→		教・行
		2) 台風の被害を過小に予想してはいけない。					◎	→		教・行
③	台風により潮位がとて高くなり、浸水することがあることを知る。	1) 台風や低気圧により潮位が高くなり、浸水被害を受けることがある。				○	◎	→		教・行
		2) 海岸の地域では、天気予報とともに、潮位の変化にも注意する。				○	◎	→		教・行

(3)局地的大雨の知識			指導時期等						主な 指導 場面	
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体的指導内容	幼	小			中	高		特 支
				低	中	高				
①	局地的大雨により、河川や水の集まりやすい場所では急な増水が発生し、短時間で非常に危険な状態になることを知る。	1) 河川が急に増水する。		○	→	◎	→	→	☆	教・行
		2) 地下街に急に水が入り込んでいく。			○	◎	→	→		教・行
		3) 地下室では、急に水が入り込んでドアが開かなくなることがある。			○	◎	→	→		教・行
		4) 道路が線路等と交差するときに片方が深く下がっているアンダーパスに急に水が溜まり、通行できなくなる。			○	→	◎	→		教・行
		5) マンホールや下水道から水があふれ出し、危険な状態になる。			○	◎	→	→		教・行
②	局地的大雨から危険を回避する方法を知る。	1) 局地的大雨が発生しそうな雲の特徴を知る。			○	→	◎	→		教・行
		2) 頭の上が急に暗くなり、雨が降り始めたらすぐに安全な場所に避難する。		○	→	◎	→	→	☆	教・行
		3) 川遊びなどをするときに、上流付近の雲の様子に注意をしたり、気象情報を得られるようにしておく。			○	→	◎	→		教・行
		4) 頭の上は晴れていても、川の上流に黒い雲があるときや木葉・小枝が流れてきたときは、その付近に大雨が降っていることがあるので、すぐに川から離れて安全な場所に避難する。			○	→	◎	→		教・行
③	増水した場合は、素早く安全な場所に避難することが何より大切であることを知る。	1) 局地的大雨では、増水するスピードが非常に速いので、危険を察知した場合は直ちに避難する。		○	→	◎	◇	→		教・行
		2) 一旦増水すると、膝の高さくらいの深さでも立っていられなくなる。		○	→	◎	◇	→		教・行
		3) 局地的大雨の時は、川から離れ高いところに避難する。雨宿りするために橋桁の下に避難してはいけない。		○	→	◎	◇	→		教・行
		4) アンダーパスなどで急に水が溜まり、車が動けなくなった時は、急いで車から降りて避難する。				◎	◇	→		教・行
④	気象情報のキーワードについて知り、危険を予測する。	1) 「急な強い雨」・・・局地的大雨，落雷				○	◎	→		教・行
		2) 「カミナリ」・・・局地的大雨，落雷，突風				○	◎	→		教・行
		3) 「大気の状態が不安定」・・・局地的大雨，落雷，突風				○	◎	→		教・行

(4)土砂災害の知識			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
①	土砂災害の発生の仕組みを知る。	1) がけ崩れや山崩れとは、斜面の土砂や岩塊が急に崩れ落ちる現象である。				○	→	→	教・行
		2) 土石流とは、山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等により、水と一緒に、すごい勢い(およそ時速 50～60km)で流れてくる現象。				○	→	→	教・行
		3) 地すべりとは、斜面の土砂が比較的ゆっくりと滑り落ちる現象である。				○	→		教・行
②	土砂災害の発生状況を知る。	1) 過去の被災状況を知る。				○	◎		教・行
		2) 防止施設等対策が行われていても予測以上の災害が起こりうる。				○	◎		教・行
③	土砂崩れの予兆を知る。	1) 山の斜面から小石が落ちてくる。			○	◎	◇	→	教・行
		2) 斜面から水が噴き出す。			○	◎	◇	→	教・行
		3) 山鳴りや異様な音がする。			○	◎	◇	→	教・行
		4) 斜面やその近くに亀裂ができる。樹木が傾く。			○	◎	◇	→	教・行
		5) 側溝や小川に流木(枝)などが混じる。			○	◎	◇	→	教・行
		6) 雨にもかかわらず側溝や小川の水が減る。井戸や沢の水が濁る。			○	◎	◇	→	教・行
④	土砂災害警戒情報について知る。	1) 土砂災害の危険箇所、土砂災害警戒区域の指定箇所を確認する。				◎	→	→	教・行
		2) 土砂災害時の避難場所や避難経路、移動方法を家族で確認する。			○	→	→	→	教・行
		3) 土砂災害警戒情報の仕組みを理解する。				○	→		教・行



凡 指導時期: ○ 機会を捉えて指導する時期, → 継続指導の時期, ◎ 重点的に指導する時期, ◇ 再確認させる時期
 例 指導場面: 教 = 教科等, H = HR 等, 行 = 学校行事, 部 = 部活動等, 日 = 日常

(5) 風の被害に備えて			指導時期等							主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支		
			低	中	高						
①	風速と人や物への影響について知る。	1) 風の強さの表し方には風速(10分間の平均風速)と瞬間風速がある。				◎	→			行	
		2) 風速 10m/秒を超えると、歩みにくくなったり傘が差せない状態になり、看板などが飛ばされることもある。				◎	→			行	
		3) 風速 15m/秒を超えると、風に向かって歩くことができなくなり、転倒する人もでてくる。				◎	→			行	
		4) 気象情報から発表される風速に関する情報に注意して、災害を予想し回避する。瞬間風速は、平均風速の1.5倍から3倍に達することがある。				◎	→			行	
②	突風により、突然思わぬ被害が出ることを知る。	1) 突風により運動会の屋外テントやイベントのテントが飛ばされ、非常に危険である。		○	→	◎	◇	→	☆	教	
		2) 学校のグラウンドでは突風でサッカーゴールや遊具が倒れることもある。		○	→	◎	◇	→	☆	教	
③	激しい雷が鳴っている時は、竜巻などの激しい突風が吹くことを知る。 ※局地的大雨・雷・竜巻に共通している。	1) 竜巻が発生すると、電柱や大木が倒壊したり、車や屋根が飛ぶ等の被害が発生するのできわめて危険である。		○	→	◎	→	→	☆	教・行	
		2) 激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断される場合は、気象台から竜巻注意情報が発表される。			○	◎	→	→			教・行
		3) 気象台から竜巻注意情報が発表され、発達した雷雲の近づくさざしがある場合にはただちに頑丈な建物に避難する。		○	→	◎	→	→	☆	教・行	
		4) 発達した雷雲の近づくさざしとは以下のような現象がある。 ① 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる ② 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする ③ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す ④ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す			○	◎	→	→	☆	教・行	

(6)大雪に備えて			指導時期等							主な 指導 場面
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特 支	
				低	中	高				
①	大雪により発生する危険について知る。	1) 雪の重みで家屋がつぶされてしまうことがある。			○	◎	→	→	☆	教・行
		2) 雪により交通事故が発生したり、交通がまひすることがある。			○	◎	→	→	☆	教・行
		3) 除雪作業中に屋根から転落してしまったり、屋根から落ちた雪の下敷きになったりする死傷事故が多数発生している。また、つららで怪我をしないように注意する。		○	→	◎	→	→		教・行
		4) 大雪や雪崩に関する気象情報に注意し危険を回避する。				◎	→	→		教・行
		5) 道路に雪が積もっている時は、タイヤが滑り、車が止まりにくい。	○	→	→	◎	→	→	☆	教・行
②	雪崩発生の仕組みや危険について知る。	1) 雪崩は斜面に積もった雪が、重力の作用により滑り落ちる現象である。					◎	→		教・行
		2) 雪崩は、その発生の仕方により、表層雪崩と全層雪崩がある。					◎	→		教・行
		3) 表層雪崩は、1、2月頃の厳寒期の大雪により発生する。					◎	→		教・行
		4) 表層雪崩は、時速 100～200km ほどのスピードで滑る。					◎	→		教・行
		5) 全層雪崩は、春先の融雪期などの気温が上昇したときに多く発生する。					◎	→		教・行
		6) 全層雪崩は、時速 40～80km ほどのスピードで滑る。					◎	→		教・行
		7) 傾斜勾配が 30 度以上になると雪崩が発生しやすくなる。					◎	→		教・行
		8) 雪崩はスキー場でも発生することがある。				○	◎	→		教・行
③	雪崩に遭わない、雪崩を誘発しないための注意点について知る。	1) スキー場では決められたコース以外には立ち入らない。					◎	→		教・行
		2) 上部斜面の小規模な雪崩が拡大して、大規模な雪崩を起こすことがある。					◎	→		教・行
④	万一雪崩に巻き込まれたときの対処方法を知る。	1) 小規模の雪崩には、以下の対処方法があるといわれている。 ①雪に対して横方向に逃げる。 ②装備を捨て雪崩の表面付近に浮かび上がれるように泳ぐ。 ③雪に埋もれたら、空気を溜めておく空間を口の周りにつくる。					◎	→		教・行
		2) 雪崩の規模が大きければ、上記は意味をなさない。一番大切なのは、雪崩危険地帯には近づかないことである。					◎	→		教・行

(6)大雪に備えて			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
⑤	雪解けによって起こる災害を知る。	1) 3～4月は雪解けによる被害が多い時期である。					◎	→	☆	教・行
		2) 融雪による災害には浸水、洪水や地すべりなどがある。特に雨を伴う場合には注意が必要。					◎	→		教・行
		3) 雪解け期は、降水が無くても、融雪により、相当の雨が降っているのと同じ状態になり、地すべりなどが起きやすくなる。					◎	→		教・行
		4) 融雪による災害が予想されるときは気象台から「融雪注意報」が出されるので、注意する。					◎	→		教・行

(7)落雷の被害に備えて			指導時期等						主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高		特支
				低	中	高				
①	雷により死傷事故が発生していることを知る。	1) 雷は危険である。	○	→	→	◎	→	→	☆	教・行
		2) 日本では、雷による死者や負傷者が毎年あることを知り、落雷の危険性を認識する。			○	◎	→	→		教・行
		3) 雷が人に直撃(直撃雷)すると、約 80%が死亡事故になる。			○	◎	→	→	☆	教・行
②	雷が落ちやすい危険な場所や条件があることを知る。	1) 雷が落ちやすいところとして、グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、海などがある。		○	→	◎	→	→	☆	教・行
		2) 遠くの方で雷が聞こえていても、頭の上に雷雲がある時は、自分に落雷する可能性がある。	○	→	→	◎	→	→		教・行
		3) 傘には落雷しやすいので使わない。	○	→	→	◎	→	→	☆	教・行
		4) 大きな木には落雷しやすいので避難しない。	○	→	→	◎	→	→	☆	教・行
		5) 避雷針の保護範囲内は避雷針に落雷することが多いが、その他への落雷を完全に防ぐものではない。			○	◎	→	→		教・行
③	雷からの避難に適切な場所を知る。	1) 外にいて雷鳴が少しでも聞こえたら安全な建物等に避難する。	○	→	→	◎	→	→	☆	教・行
		2) 雷からの避難場所として、自動車、バス、列車、建物の中、配電線・送電線の下などがある。			○	◎	→	→	☆	教・行
		3) 建物の中は直撃雷の心配がないので安全だが、全ての電気器具、天井、壁から1m以上離れなければならない。				◎	→	→		教・行

(8)高潮の知識			指導時期等						主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高		特支
				低	中	高				
①	潮位について知る。	1) 海には月と太陽の引力のはたらきによる潮の満ち引き(しおのみちひき)があり、海の水面がもっとも高くなることを「満潮(まんちょう)」, もっとも低くなることを「干潮(かんちょう)」と呼ぶ。					○	◎		教・行
		2) 気象情報の潮位は標高で示している。					○	◎		教・行
		3) 地域により潮位と高潮による被害のあらわれ方が異なることから、高潮警報や注意報の基準は、地域によって異なっている。					○	◎		教・行
②	高潮(たかしお)について知る。	1) 高潮は、台風や発達した低気圧等が接近する際に生じる海面の高まりを言う。原因は主として、向岸風(沖から岸に向かって吹く風)による海水の吹き寄せで生じる海面の上昇と気圧の低下による海面の上昇である。					○	◎		教・行
		2) 気圧が1hPa下がる毎に海面は約1cm上昇する。1気圧(約1013hPa)において海拔は0メートルなので、例えば台風などで気圧980hPaの場合、33hPa低いので33cm程度の水位が上昇する。					○	◎		教・行
		3) 吹き寄せの効果は、向岸風が強いほど大きく、水深が浅い(遠浅な海)ほど大きい。風や地形の条件によっては大きな高潮の原因になる。					○	◎		教・行
		4) 日本では伊勢湾台風の時に3.89m(名古屋港)の高潮を記録している。					○	◎		教・行
		5) 高潮が河川や用水路などをさかのぼり浸水被害を引き起こすことがある。					○	◎		教・行
		6) 高潮が大潮や満潮と重なると潮位がとて高くなり被害が大きくなる。					○	◎		教・行
		7) 高潮により被害が出る地域をハザードマップ等で確認して、家族で避難場所等を決める。				○	◎	◇	☆	教・行

凡 指導時期:○機会を捉えて指導する時期,→継続指導の時期,◎重点的に指導する時期,◇再確認させる時期
 例 指導場面:教=教科等, H=HR 等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

5 火山災害時の安全

(1)火山災害の知識			指導時期等						主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特支
				低	中	高				
①	火山災害にはどのようなものがあるかを知る。	1) 噴火時の災害として、溶岩流、火砕流、火砕サージ、山体崩壊、火山礫、火山岩塊噴出、降灰、火山性ガス放出などがある。					◎	◇		教
		2) 間接的災害として、火山性地震、地殻変動、爆風・空振、地熱変化、津波、泥流・土石流、斜面崩壊、地すべりなどがある。					◎	◇		教
		3) 日本では 1991 年6月3日に長崎県雲仙普賢岳で火砕流による災害が発生し死者行方不明者 43 名を出した。					◎	◇		教
		4) 火山性ガスを吸って死亡する例がある。				○	◎	◇	☆	教
②	日本にはたくさんの火山があることを知る。	1) 日本では 110 の活火山があり、このうち、宮城県内の活火山は栗駒山、鳴子、蔵王山の3つである。					◎	→		教
		2) 火山活動の最近 100 年間と過去 1 万年間の2つの期間で調べ、最も活動的な山を A ランク、次に活発な山を B ランクとし、残りの火山を C ランクとしている。					◎	→		教
		3) 宮城県では、蔵王山と栗駒山が B ランクで、鳴子が C ランクである。					◎	→		教
③	火山活動により災害の発生が予想される場合等には噴火警報や噴火予報が発表されることを知る。	1) 気象庁では全国の活火山を対象として噴火警報及び噴火予報を発表している。噴火警報及び噴火予報では、火山毎に警戒等を必要とする市町村を明示して発表される。					◎	◇		教
		2) 登山や観光中の火山で噴火警報が発表されたときは、速やかに規制範囲から避難する。					◎	◇		教
		3) 噴火警戒レベルが導入された火山では、噴火予報及び噴火警報が5段階の噴火警戒レベルとともに発表される。					◎	◇		教
		4) 噴火警戒レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」というキーワードがついている。					◎	◇		教
④	身近な火山(栗駒山、鳴子、蔵王山)の過去の火山災害を知る。	1) 宮城県では、蔵王山が 1940 年、栗駒山が 1944 年、鳴子が 837 年に噴火している。					◎	◇		教
		2) 今は静かでも突然活発化することもある。					◎	◇		教
		3) 噴火では火山灰、噴石の降下の被害が発生している。					◎	◇		教
		4) 蔵王山の火山活動は五色岳周辺の活動で、被害を伴った噴火はお釜の内外で発生している。					◎	◇		教
		5) 蔵王山ではお釜からの湖水の氾濫や、火山灰堆積後の降雨や冬季の積雪に伴う土石流や火山泥流が発生する可能性がある。					◎	◇		教
⑤	蔵王山ハザードマップ(宮城県防災砂防課作成)について知る。	1) 平成 13 年に宮城県と山形県が協力して蔵王山ハザードマップを作成している。					◎	◇		教
		2) 蔵王山ハザードマップで被害を想定し、避難経路について確認しておく。					◎	◇		教
		3) 蔵王山ハザードマップの想定現象は、噴石、降灰、融雪型火山泥流、降灰後の土石流、火砕流と火砕サージである。					◎	◇		教
⑥	火山活動が活発でなくとも火山性ガスにより、死傷者が出る事故が発生していることを知り、危険を回避する。	1) 火山性ガスの主成分は水蒸気だが、硫化水素や二酸化硫黄、塩化水素を含み、その成分が多いときは動植物の生命に大きな危害を与える。					◎	◇		教
		2) 三宅島では火山活動により大量の火山性ガスが放出され 2000 年から 2005 年まで全島民に避難指示が出されていた。					◎	◇		教
		3) 2005 年秋田県泥湯温泉近郊の駐車場で、雪でできた窪地に滞留した火山性ガスを吸って4人が死亡した。					◎	◇		教
		4) 2010 年6月に青森県八甲田山系の登山道で中学生が火山性ガスを吸って死亡した。					◎	◇		教
		5) 宮城県の火山でも、火山ガスの出ている箇所があり、立入禁止の所には入らない。					◎	◇		教

6 原子力災害時の安全

(1)原子力災害の知識			指導時期等						主な指導場面		
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特支	
				低	中	高					
①	原子力災害について、基本的内容を知る。	1) 原子力災害とは、原子力施設の事故や故障などによって放射能や放射線が異常な水準で外部に漏れることである。		○	→	→	◎	→	☆	教・行	
		2) 原子力発電所に対しては、国による設置時の安全審査や日常の保安検査が行われているほか、安全協定に基づく県及び地元市町による立ち入り調査などの安全確認が行われている。						◎	→		教・行
		3) 原子力緊急事態等に備え、防災基本計画(国)、地域防災計画(県、市町)が定められているほか、関係機関の拠点となる緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)が設置されている。						◎	→		教・行
		4) 原子力災害は、地震や火災と異なり、五感に感じるできないので、どのような場合にどういった行動をとればよいのか自ら判断するのが困難である。国や地方自治体からの情報を聞き、指示に従って行動する。						◎	→		教・行
		5) 人などが放射線を受けることを「被ばく」という。着ている服や体の表面に放射性物質が付着している状態を「汚染」という。						◎	→		教・行
		6) 人が被ばくする経路には、①原子力施設から放出された放射性物質からの放射線による体外からの外部被ばく、②呼吸や放射性物質により汚染された飲食物を摂取することによる体内からの内部被ばくがある。		○	→	→		◎	→		教・行
		7) 被ばくをできるだけ少なくするための方法としては、風向きを考慮し原子力施設から離れる。屋内に退避するなど、体に受ける放射線を少なくすることが基本である。		○	→	→		◎	→		教・行
②	放射線の人体に対する影響について、基礎的な内容を知る。	1) 人体が放射線を受けることを被ばくといい、自然放射線等により体外から被ばくすることを外部被ばく、放射性物質を含む空気、水、食物等を摂取することにより体内から被ばくすることを内部被ばくという。				○	◎	→		教・行	
		2) 宇宙や大地、空気、食べ物から受ける「自然放射線」は年間約1.5ミリシーベルトである。				○	◎	→		教・行	
		3) エックス線など人工的に作られた放射線を「人工放射線」といい、胃・胸部エックス線撮影で被ばくする量は1回あたり約0.05～0.6ミリシーベルトである。				○	◎	→		教・行	
		4) 100ミリシーベルト以上の放射線を受けると発がんリスクが上昇することは分かっているが、100ミリシーベルト未満の低い放射線を受けることで、がんになるかどうかについては、現時点で科学的に証明することが難しい。				○	◎	→		教・行	
③	原子力災害が発生したときの地域住民の初期行動の仕方を知り、被ばくを少なくできるようにする。	1) 原子力緊急事態が発生したときは、国、県及び市町村からはテレビ、ラジオなどの通報手段により緊急通報がある。原子力災害は、目に見えない災害であること、時間の経過と被害が相関関係にあることから、被災地域や程度などの正しい情報により、適切な避難行動をとる。						◎	→	教・行	
		2) 原子力災害が発生した場合には、自治体等から示される正確な情報を待ち、その指示に従う。						◎	→		教・行
		3) 屋内退避などの指示があったら、自宅や職場、最寄りの公共施設などに避難する。ドアや窓を閉め、換気扇を止めて外気を遮断する。屋外ではハンカチ等で口をふさぎ、浮遊性の放射性物質の吸入を防ぐ。屋内に入ったら顔と手を洗う。		○	→	→		◎	→		教・行
		4) コンクリート屋内退避の指示があったら、コンクリートでできた公共施設などに避難し、一時的に生活の場を移すことになる。						◎	→		教・行
		5) 放出された放射性物質によって飲料水や飲食物が汚染された場合、モニタリング検査に基づき飲料水、飲食物の摂取が制限される。						◎	→		教・行
		6) 建物によるガンマ線の被ばく低減係数は、外にいる場合を1とすると、木造家屋では0.9で、大きなコンクリートの建物の中は0.2以下となる。						◎	→		教・行
④	原子力災害時における医療面の対応について知る。	1) 原子力災害時の医療機関には、①初期被ばく医療機関、②二次被ばく医療機関、③三次被ばく医療機関の三区区分がある。							◎		教・行
		2) 初期被ばく医療機関では、地域防災計画で指定されている避難所や医療機関等において、体表面の汚染測定や簡単な除染・救急医療を行う。							◎		教・行
		3) 二次被ばく医療機関では、地域防災計画で指定されている医療機関において、外部汚染の除染、高線量被ばくや局所被ばく患者の体内汚染の診断や専門的な治療を行う。							◎		教・行
		4) 三次被ばく医療機関では、放射線医学総合研究所や広島大学が指定されており、重篤な被ばく患者の専門的な治療を行う。							◎		教・行

凡 指導時期:○機会を捉えて指導する時期,→継続指導の時期,◎重点的に指導する時期,◇再確認させる時期
例 指導場面:教=教科等, H=HR 等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

(1)原子力災害の知識			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
④	原子力災害時における医療面の対応について知る。	5) 原子力災害が発生したときには、放射性物質による汚染や被ばくによる不安感等から情緒不安定等の心の問題の発現が予想され、心のケアを適切に行う必要がある。				○	→	◎	教・行
		6) 学校等では心のケア体制を整備し、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等及び学校医や校外専門機関との連携体制をつくり適切な対応を図る必要がある。				○	→	◎	教・行

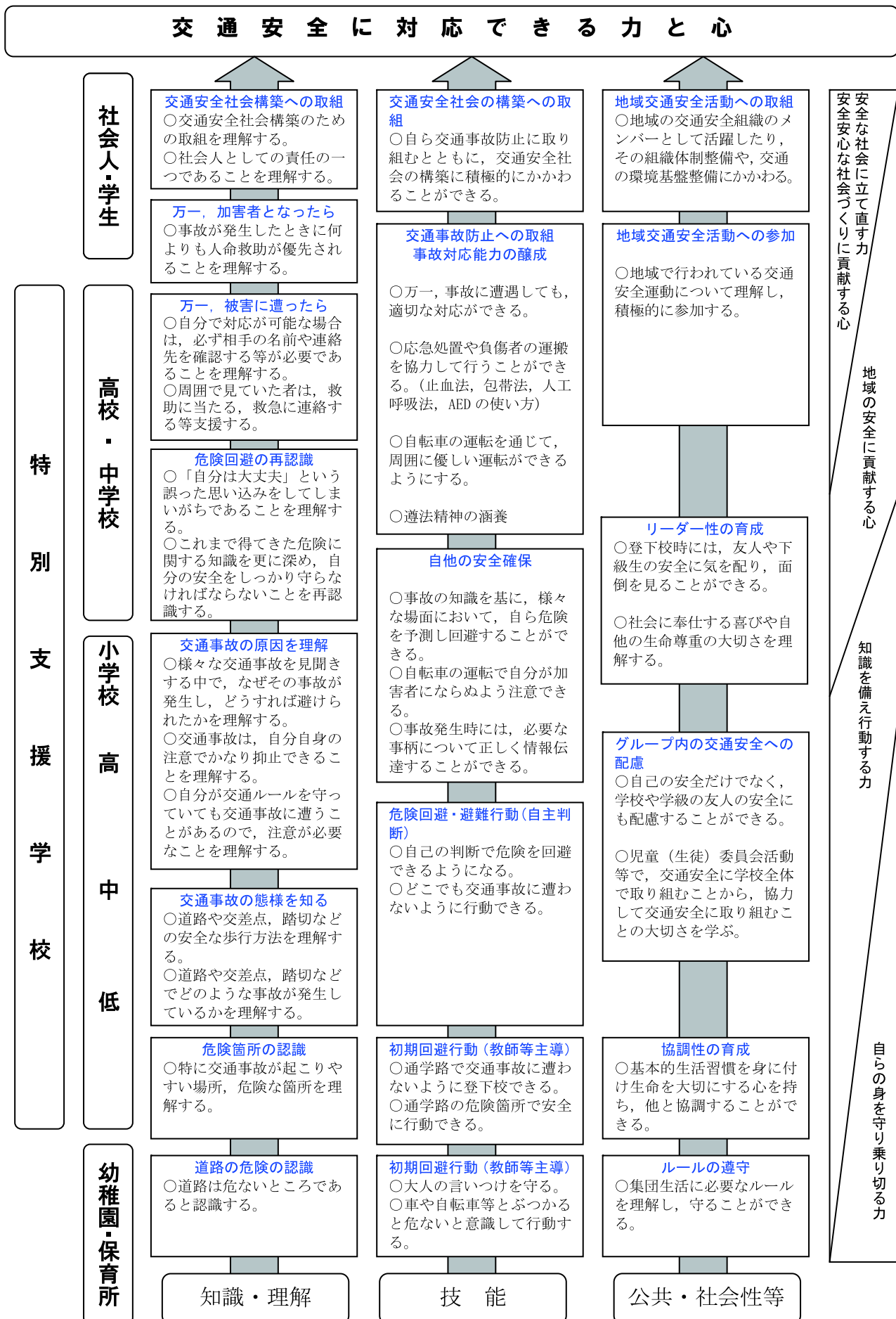
7 災害に備える

(1)避難訓練の実施等			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
①	避難訓練に真剣に取り組むことの重要性を知り、危険を予測して回避する力を身に付ける。	1) なぜ避難訓練をするか、理解する。	○	→	→	◎	◇	→	☆
		2) 避難訓練では、実際の災害を想定し、真剣に取り組まなければならない。	○	→	→	◎	◇	→	☆
		3) 避難訓練は、一度に多くの人々が行動するので、ふざけたりすると危険である。	○	→	→	◎	◇	→	☆
		4) 避難訓練では、先生の指示どおりの確に行動する。	○	→	→	◎	◇	→	☆
③	非常用備品を確認することの必要性を知り、災害に備える。	1) 自分の家で考えられる災害を想定し、その際必要となる備品を家族で取りそろえておく。				◎	◇	→	☆
		2) 非常用備品は、定期的に状況を確認し、いざというときに使えるようにする。				◎	◇	→	☆
④	AED(自動体外式除細動器)の効果や取り扱いについて知り、使用できるようになる。	1) AEDの普及と使用方法が救命講習の内容となったことで、医療機関到着前に20倍の方々の心拍が再開している事例がある。					◎	◇	
		2) 全国では1日に約100人の人が心室細動で突然死していると推定されている。いつ、どこで自分の身の回りでAEDを必要とする場面に立ち会う人(バイスタンダー)になるかもしれない。					◎	◇	
		3) 日本では2004年7月にAEDによる救命処置が一般人にも開放された。					◎	◇	
		4) いつかのために、いざというときのために、救命講習会を受けてAEDの使用方法をマスターしておく。					○	◎	
		5) 自分の学校のAEDの設置場所を確認する。				○	◎	◇	
⑤	学校が避難場所になったときに、支援のために積極的にかかわることができることを知る。	1) 災害時はまず、自分の命は自分で守る「自助」。これが一番大事。					◎	◇	☆
		2) 次に、自分の安全が確保された後には、近くの人で助け合う「共助」。					◎	◇	☆
		3) そして、市町村や警察、消防、県、国といった行政機関や公共企業などによる応急対策活動により復興が図られる「公助」。					◎	◇	
		4) 災害が発生したときに、学校が避難所として開放されることがある。				○	◎	◇	☆
		5) 避難所においては、状況に応じて、支援活動に積極的にかかわることが求められる。					◎	◇	
		6) 学校が避難所になった時を想定して行われる訓練に参加することは、いざというときに役立つ。					◎	◇	
⑥	自分の住む地域の災害に関するハザードマップをしっかりと認識する。	1) 市町村から発表されるハザードマップを確認する。			○	→	◎	◇	
		2) 自分の住む地域がどのような災害が起こりやすいのかを把握する。			○	→	◎	◇	☆
		3) 通学路の周辺に土砂崩れの危険がないか把握する。			○	→	◎	◇	☆
		4) 災害が発生したときの対応の仕方について、ハザードマップから想定する。			○	→	◎	◇	
		5) ハザードマップは家族共通の危険回避のツールであるという認識を持つ。			○	→	◎	◇	☆



(2) 交通安全

①【学校安全教育体系図（交通安全）】



② 指導内容・時期・場面

指導時期：○機会を捉えて指導する時期，→継続指導の時期，◎重点的に指導する時期，◇再確認させる時期
 凡 指導場面：教＝教科等，H＝HR等，行＝学校行事，部＝部活動等，日＝日常
 ※視覚，聴覚，肢体不自由，病弱の各障害のある児童生徒等については，幼小中高の各時期に準ずる
 例 ※特支の欄は，知的障害のある児童生徒等を対象とし実態に応じ★印の項目を取り扱うこととする。さらに，取り扱う項目から発展的な学習にも配慮し指導に当たるものとする。

1 危険予測と交通状況への適応

No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	指導時期等							主な指導場面
			幼	小			中	高	特支	
①	「止まる」「確認する」の重要性を理解し，常に「危険予測」「危険回避」行動をすることの大切さを知る。	1) 道路では常に危険と隣り合わせであること考える。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 見通しの悪い交差点では，必ず安全確認をする。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 危険な場所では，減速したり止まったりして，安全を確認する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 安全な車間距離を常に考える(車両同士，車両と歩行者)。				○	◎	◇	→	行
		5) 交差点の横断は，青信号でも危険があることを考える。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		6) 急ぐ気持ち，焦る気持ちと向き合いながら冷静に判断する。				○	◎	◇		行
②	安全確認は視覚(目)と，聴覚(耳)の両方で確認しなければならないことを知る。	1) 車両等の存在を目と耳で察知する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 車両のスピードの違いの音を聞き分ける。		○	→	◎	◇	→		行
		3) 車両の音を聞いて，距離感を身に付ける。		○	→	◎	◇	→		行
		4) 踏み切り，クラクション，急ブレーキのスリップ音などを知る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		5) エンジン音が小さいハイブリット車との事故の可能性が高いことを知る。	○	→	→	◎	◇	→		行
③	相手とのコミュニケーションを通して，安全確認することを知る。	1) 相手(ドライバー，歩行者)とのアイコンタクトなどで安全を確認する。		○	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 相手(ドライバー，歩行者)の合図などで安全を確認する。		○	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 様々なドライバーの人がいることを知る(安全運転，無謀運転など)。		○	→	◎	◇	→		行
④	目的地までの安全なルートを考える大切さを知る。	1) 交通量，道路状況を踏まえて通学路を考える。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 雨天時，雪道など路面状況の変化で時間がかかることもある。			○	◎	◇	→	☆	行
⑤	仲間との関係で，交通ルールを無視し，マナーを守らないなどの危険行動をしないようにする。	1) 友人等と二人乗りをしない。(自転車等)				○	◎	→		行
		2) 友人等と並列にならない。(自転車等)				○	◎	→		行
		3) 友人等と信号を無視しない。				○	◎	→		行
		4) 友人等と一緒に，その他の危険行動をしない。				○	◎	→		行

2 歩行者の安全

(1)安全のための知識			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
①	歩行者のルール・マナーを知る。	1) 信号や標識に従って歩く(信号，止まれの意味)。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 歩道がある時は必ず，歩道を歩く。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 歩道のない時は右側を一路になつて歩く。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 自分の目と耳で判断する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		5) 友達とふざけながら歩くのは危険である。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		6) 他の歩行者，特に高齢者，幼児，体が不自由な人への配慮を考える。			○	◎	◇	→		行
②	横断歩道や交差点の安全な歩行の仕方を知る。	1) 信号機のある交差点では，信号を確認し，安全確認をして渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 信号機のない交差点では，十分に安全確認をしてから(車との距離，制動距離を考えて)渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 横断歩道のある場所は，必ず横断歩道を渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 横断歩道のない場所は，見通しの良い場所を選んで安全確認をしてから直角に渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		5) 右折車，左折車を確認して渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		6) 信号や標識に従って行動する(点滅信号，青信号でも安全確認する)。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行

凡 指導時期:○機会を捉えて指導する時期,→継続指導の時期,◎重点的に指導する時期,◇再確認させる時期
 例 指導場面:教=教科等, H=HR等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

(1)安全のための知識			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
③	踏切の安全な渡り方について知る。	1) 遮断機や警報機がない踏切もある。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 踏切の手前で止まり, 必ず安全確認してから渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 列車が通り過ぎても, 反対側から列車が来ることを考える。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 自転車から降りて, 押して渡る。			○	◎	◇	→	☆	行
		5) 携帯電話を使用しながら渡らない。(イヤホン, ヘッドホンを外す)				○	◎	→		行
		6) まっすぐ渡り, 踏切の端に寄りすぎないようにする。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
④	車両の内輪差について知る。	1) 車の内輪差がある。(長さがある車ほど内輪差が大きい)	○	→	→	◎	◇	→		行
		2) 内輪差を考え, 車との距離をとる。	○	→	→	◎	◇	→		行
		3) 左折してくる車には十分注意して渡る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
⑤	車両の死角(運転者には見えない領域)について知る。	1) 車の周囲でも運転者からは, 見えない場所, 見えなくなる場所(死角)がある。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) バックミラーやサイドミラーでも見えない部分が多くある。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 車の死角に子どもがいて事故が発生している。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 車から自分が見えていないことがある。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		5) 車の近くでは遊んではいけない。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
⑥	交差点での車両同士の位置関係や道路の状況により, 車両の運転者から死角ができて, 歩行者や自転車に気付かないことがあることを知る	1) 交差点では, 複数の車両の位置関係から死角ができて, 歩行者に気が付かないことがある。				◎	→	◇		行
		2) 交差点付近の建物等により, 死角ができる。			○	◎	→	◇		行
		3) 前後を走る車により死角ができる。			○	◎	→	◇		行
		4) 路上駐停車車両で死角ができる。			◎	→	→	◇	☆	行
		5) 見通しの悪いカーブでは, 死角ができる。			◎	→	→	◇	☆	行
		6) 坂道の頂上付近では死角ができる。			◎	→	→	◇	☆	行
⑦	雨や雪の日の安全な歩行の仕方を知る。	1) 路面が滑ることを予測して歩く。	○	→	◎	◇	→	☆		行
		2) 車がスリップするなど急に止まれないことを考えて歩く。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 傘をさしての歩行は, 視野が狭くなる。	○	→	◎	◇	→	☆		行
		4) 濃霧や吹雪の時などは, 視界が悪くなる。			○	◎	◇	→	☆	行
⑧	1日の中で, 明暗の変化について知る。	1) ドライバーは夕暮れ時, 周りが見えにくくなる。	○	→	◎	◇	→	☆		行
		2) 夜の歩行は危険である。(ドライバーから見えない)	○	→	◎	◇	→	☆		行

(2)公共交通機関等利用の際の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支	
①	バス, 電車等乗車中には急ブレーキがあることを予測する。	1) 走行中は座席に座る。(立ち歩かない)	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 座席が空いていない時は, つり革や手すりを持つ。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) シートベルトがあるときは装着する。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 高齢者, 体が不自由な人, 幼児には, 席をゆずるように心掛ける。				◎	◇	→	☆	行
②	バスや電車等を待っているときは, 決められた場所で整然としていることが安全につながることを知る。	1) 他の人に迷惑をかけず, 一列に並んで待つ。			○	◎	◇	→		行
		2) 電車等を待つ際は, 黄色い線の後ろに並ぶ。		○	→	◎	◇	→		行
③	バス, 電車等へ乗り降りするときの事故について知る。	1) 駆け込み乗車は危険である。				○	◎	◇		行
		2) バスから降りる際は, 家族の人と手をつなぐまでは, 移動しない。	○	→	→					行
		3) 降車直後の横断は, とても危険である。	○	→	→	◎	→	→	☆	行
		4) 電車等の乗降の時は, ホームと車両の隙間に注意する。	○	→	→	◎	→	→		行
④	エスカレーターを利用するときの事故について知る。	1) 乗降の際は, 足もとに注意し転倒しないように注意する。	○	→	→	◎	→	→	☆	H
		2) 大人と手をつないで乗降することが安全である。	○	→	→					H
		3) エスカレーターでは, 黄色い線の内側に立つ。	○	→	→	→			☆	H
		4) 逆方向に乗り降りすることは危険であり, 絶対やってはいけない。		○	→	→			☆	H

3 自転車利用の安全

(1) 自転車運転のルール			指導時期等						主な 指導 場面	
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体的指導内容	幼	小			中	高		特 支
				低	中	高				
①	自転車にかかわる交通 ルールを知る。	1) 信号機や標識を守って走行する。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 安全な右折、左折の方法を知る。斜め横断は危険である。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 歩行者の安全を確認して走行する。			○	◎	◇	→	☆	行
		4) 信号機がない場所では、止まる、右折、左折の手指示(合図) が必要である。			○	◎	◇	→	☆	行
②	自転車安全利用5則に ついて知る。	1) 自転車は、車道が原則で歩道は例外である。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 車道は左側を通行する。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを走行する。			○	◎	◇	→	☆	行
		4) 安全ルールを守る。(★飲酒運転・二人乗り・並列禁止 ★夜 間ライト点灯 ★信号遵守と一時停止・安全確認)			○	◎	◇	→	☆	行
		5) 子どもはヘルメットを着用する。			○	◎	◇	◇	☆	行
③	傘さし運転の危険性に ついて知る。	1) 傘さし運転は、視野が狭くなったり、バランスが悪くなったりす るため危険であり、違反行為である(道路交通法)。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 雨天時、自転車で行く場合は、雨カッパの着用を心掛ける。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 傘さし運転中に事故が発生した場合、過失責任が問われることがある。			○	◎	◇	→		行
④	携帯電話を使いながら の運転の危険性につ いて知る。	1) 携帯電話を使いながらの運転は、聴覚での安全確認ができな くなったり、バランス悪くなったりするため危険であり、違反行 為である(道路交通法)。				◎	◇	→		行
		2) 使用中に事故が発生した場合、過失責任が問われる。				◎	◇	→		行
⑤	音楽を聴きながらの運 転の危険性について知 る。	1) ヘッドホンやイヤホンで音楽を聴きながらの運転は、聴覚での 安全確認ができなくなるため危険であり、違反行為である(道 路交通法)。				◎	◇	→		行
		2) 使用中に事故が発生した場合、過失が問われる。				◎	◇	→		行

(2) 安全のための知識と技能			指導時期等						主な指導場面	
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特支
				低	中	高				
①	交通事故に遭った場合のヘルメット着用による被害軽減効果を知る。	1) 自転車乗車中死者の約 75%が頭部を負傷していることを知る。			○	◎	◇	◇	☆	行
		2) ヘルメット非着用者の約 8割は、ヘルメットを着用していれば死亡しなかったことを知る。			○	◎	◇	◇	☆	行
		3) 被害軽減に効果のあるヘルメットの着用に努める。			○	◎	◇	◇	☆	行
②	交差点の右折、左折の仕方を知る。	1) 安全な右折、左折の方法を知り、斜め横断は危険である。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 歩行者の安全を確認しながら走行する。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 車の内輪差、死角を考え、安全に右折、左折する。			○	◎	◇	→		行
③	路上に駐停車している車両があるときの事故防止について知る。	1) 駐停車中の車両が、どのような動きをするか、ハザードランプや方向指示器により、的確に予測する。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 歩道側から車道に通り返けるときは、車両の動きに留意する。			○	◎	◇	→		行
		3) 駐停車中の車両の右側を通り返けるときは、前方と後方の安全を確認して、余裕を持って通り返ける。			○	◎	◇	→		行
④	安全のために自分の体にあった自転車を使用することが大切であることを知る。	1) サドルにまたがった時、両足の先が地面に着くと安全である。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) ハンドルを握った時、少し前かがみの姿勢が安全である。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 左側から乗り降りすることが安全である(右側は車道)。			○	◎	◇	→		行
⑤	安全のために自転車の点検整備を必ずしなければならないことを知り実行する。	1) 安全に走行するためには、事前に点検する。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 整備不良が事故につながる。			○	◎	◇	→	☆	行
		3) 点検箇所を確認する(ブレーキ、タイヤ、サドル、ハンドル、ライト)。			○	◎	◇	→	☆	行
		4) 点検の方法を知る。			○	◎	◇	→	☆	行
⑥	自転車で相手にけがをさせれば、損害賠償責任が生じることを知る。	1) 自転車事故の責任と補償について知る。					◎	◇		行
		2) 民事責任、刑事責任が問われることを知る。					◎	◇		行
		3) 親権者の損害賠償責任があることを知る。					◎	◇		行
⑦	自転車の保険制度について知る。	1) 様々な保険制度がある(TS マーク保険、SG マーク保険、自転車総合保険、交通傷害保険)。					◎	◇		行
		2) 必要な保険制度を知り、補償内容を確認する。					◎	◇		行
		3) 防犯登録をすることの意義を知る。					◎	◇		行

4 二輪車・四輪車利用の安全

(1) 安全運転のための知識と技能			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	交通規則を遵守する。	1) 道路交通法に基づいて安全運転に心掛ける。(道路標識, 制限速度など)						◎		行
		2) 交通違反した場合は, 罰金, 罰則等があり, 責任が求められる。						◎		行
②	二輪車の特性を知り, 安全に運転できる技術を身に付ける。	1) 二輪車事故の事例を知り, 事故防止に努める。						◎		行
		2) 走る, 曲がる, 止まるの基本技術を身に付ける。						◎		行
		3) 認知, 予測, 判断, 操作の連続行為を正確, 的確に行う。						◎		行
		4) 運転時は, 自分の心理をセルフコントロールすることが重要である。						◎		行
		5) 技能習得のため, 安全運転教室に参加する。						◎		行
③	二輪車事故が生命にかかわる重大事故につながることを知り, 安全運転に徹する。	1) 二輪車は, 衝突横転すると防護するものがなく, 重大事故につながる。						◎		行
		2) 車両の点検整備は道路交通法に定められた義務である。						◎		行
		3) オートバイを運転することは, 社会的責任を背負っている。						◎		行
		4) 暴走行為, 共同危険行為は許されることではない。						◎		行
		5) 万が一の事故対応のため, 任意保険に加入することの大切さを知る。						◎		行
④	四輪車の特性を知り, 安全に運転できる技術を身に付ける。	1) 四輪車事故の事例を知り, 事故防止に努める。						◎		行
		2) 認知, 予測, 判断, 操作の連続行為を正確, 的確に行う。						◎		行
		3) 車速と停止距離, 内輪差, 死角等を理解する。						◎		行
		4) 路上に駐停車することが, 歩行者や自転車による事故を誘発することがあり危険である。						◎		行
		5) 危険回避のために, 安全な速度と方法で運転する。						◎		行
⑤	四輪車の運転時は加害事故になりやすいことが多いことを知り, 安全運転に徹する。	1) 四輪車を運転することは, 社会的責任を背負っている。						◎		行
		2) 事故対応のため, 任意保険に加入し, 必ず実行する。						◎		行
		3) ドライバーとして未熟だと認識し, 安全運転に努める。						◎		行

5 交通事故の対応

(1) 交通事故が発生したときの対処			指導時期等							主な 指導 場面
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特 支	
				低	中	高				
①	交通事故が起きたときの 通報や対応の仕方 を知り、適切な対応が 素早くできるようにす る。(事故当事者、発見 者として)	1) 事故が発生した場合は、状況を確認して、落ち着いて連絡・ 通報する(110番、119番、家族、学校など)。				◎	◇		行	
		2) 事故現場を発見した時は、近くにいる大人に知らせる。				◎	◇		行	
		3) 事故対応の手順を知る(協力を求める、通報、安全な場所へ の移動、応急処置、励ますなど)。				◎	◇		行	
		4) けが人の状況を確認し、応急処置の方法、手順を考え、冷静 に対応する。				◎	◇		行	
②	交通事故の被害者に なったときに、けがの程 度にかかわらず、必ず 相手を確認し、加害者 の立ち去りを防止す る。	1) どんな事故でも、相手の確認をする。(名前、電話番号、連絡先など)				◎	→	◇	☆	行
		2) 事故の程度にかかわらず、110番、警察署に連絡する。				◎	→	◇	☆	行
		3) けがを負った場合は無理をせず、周りに助けを求め、関係機 関等に連絡をしてもらう。				◎	→	◇	☆	行
③	加害者になった場合 は、何があってもその 場を立ち去ってはいけ ない。	1) 事故が起きた場合は、被害者の安全確認、対応が最も大切 である。					○	◎		行
		2) その場から立ち去った場合は、重大な事件になることを認識する。					○	◎		行

凡 指導時期:○機会を捉えて指導する時期,→継続指導の時期,◎重点的に指導する時期,◇再確認させる時期
 例 指導場面:教=教科等, H=HR 等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

6 交通安全への取組

(1)交通安全社会への貢献			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	地域社会で行われている交通安全活動を知り、感謝する。	1) 交通安全運動、交通指導が、なぜ行われているか知る。			○	◎	◇	→	☆	行
		2) 地域で見守り活動している人や、交通指導をしている方々に感謝の気持ちをもつ。		○	→	◎	◇	→	☆	行
		3) あいさつをして感謝の気持ちを伝える。		○	→	◎	◇	→	☆	行
②	自分たちでできる交通安全活動を実施する。	1) 委員会活動を中心にボランティア団体と一緒に活動する（校門付近の指導など）。				◎	◇	→		行
		2) 交通安全ポスター、標語コンクール等に応募する。				◎	◇	→	☆	行
		3) 自転車マナーアップの活動に参加する。				◎	→	◇		行
		4) 通学路の交通安全マップを作成する。				◎	◇	→		行
③	下級生の良い見本になり、交通安全について教える。	1) 全校で交通安全に関する目標、テーマを掲げ児童会、生徒会、委員会で活動する（縦割り活動等）。				◎	◇	→		行
		2) 交通ルールを守った登下校時の行動が、手本になることを考える。				◎	◇	→	☆	行

(2)交通安全への誓い			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	交通事故の被害者のつらさや深い悲しみを知る。	1) 多くの人が交通事故で命を奪われていることを知る。	○	→	→	◎	→	◇	☆	行
		2) 校内の大きな事故の場合は、事故の教訓を忘れることのないように振り返る。			○	→	◎	◇		行
②	交通事故の加害者の苦悩と現実を知る。	1) つらい思いと社会的責任を負いながら生活している。			○	→	◎	◇		行
		2) 偏見の目で見えてはいけない。			○	→	◎	◇		行
③	交通規則を遵守し、交通事故に絶対遭わない、起こさないと心に誓う。	1) 命の尊さを知る。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 交通ルールを守ること、登下校の安全を確認する。（安全だより、生徒指導だより、学校だより、全校集会、朝の会、帰りの会）		○	→	◎	◇	→	☆	行



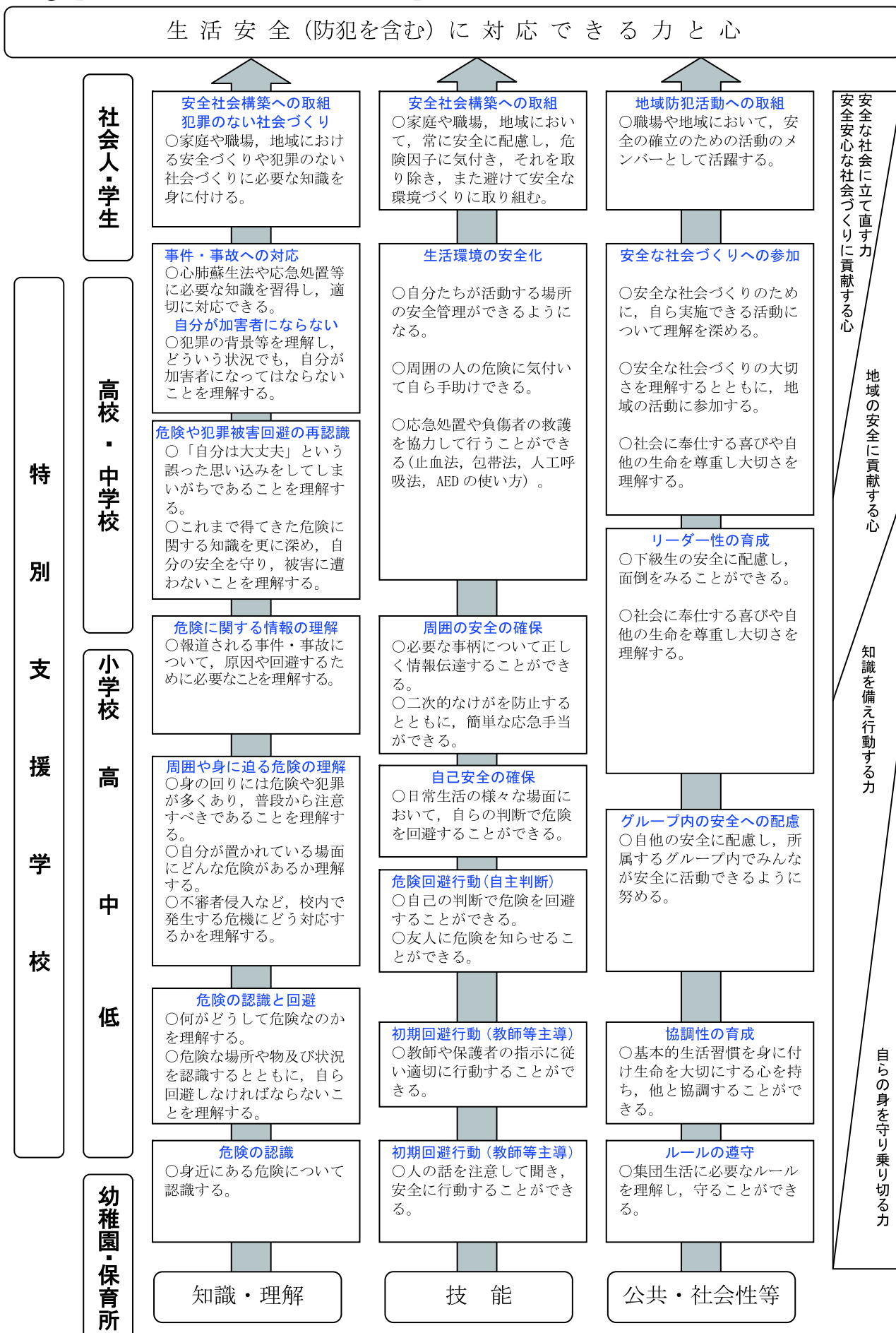
交通安全教室(大崎市立敷玉小学校)



下校指導(気仙沼市立階上小学校)

(3) 生活安全（防犯を含む）

①【学校安全教育体系図（生活安全）】



② 指導内容・時期・場面

指導時期:○機会を捉えて指導する時期, →継続指導の時期, ◎重点的に指導する時期, ◇再確認させる時期
 凡 指導場面:教=教科等, H=HR等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常
 ※視覚, 聴覚, 肢体不自由, 病弱の各障害のある児童生徒等については, 幼小中高の各時期に準ずる。
 例 ※特支の欄は, 知的障害のある児童生徒等を対象とし実態に応じ★印の項目を取り扱うこととする。さらに, 取り扱う項目から発展的な学習にも配慮し指導に当たるものとする。

1 学校生活

(1)授業時間中の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	体育の実技における危険について知る。	1) 体調を整え, 無理をしない。		○	→	◎	◇	→	☆	教
		2) ルールを守り, 周囲に気を配る。		○	→	◎	◇	→	☆	教
		3) 段階的に取り組む。		○	→	◎	◇	→	☆	教
②	理科, 家庭科等の実験・観察における危険について知る。	1) 机上を整理整頓し, 順序よく行う。			○	◎	◇	→	☆	教
		2) どんな危険があるかを理解する。			○	◎	◇	→	☆	教
		3) 使用する薬品などの特性を理解する。				○	◎	◇		教
③	生活科, 社会科, 理科, 総合的な学習の時間, 学級活動における校外学習での危険について知る。	1) 交通事故に注意する。		○	◎	◇	→	→	☆	教
		2) 指定された範囲で活動する。		○	◎	◇	→	→	☆	教
		3) 常に周囲に気を配り, 危険を予測し回避する。		○	◎	◇	→	→	☆	教
④	家庭科, 技術家庭科, 図工, 美術科等の実習における危険について知る。	1) 使う道具や機械の特性・危険について理解する。			○	→	◎	◇	☆	教
		2) 周囲に気を配り, 安全な間隔をとる。			○	→	◎	◇	☆	教
⑤	専門高校の専門教科の実習における危険について知る。	1) 使う道具や機械の特性・危険について理解する。						◎		教
		2) 作業特性を理解し, 周囲の安全にも配慮する。						◎		教
		3) 何よりも安全が優先することを理解する。						◎		教

(2)特別活動中の安全			指導時期等							主な 指導 場面
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特 支	
				低	中	高				
①	儀式的行事における危 険について知る。	1) 入場、退場は整然と行う。		○	→	→	◎	◇	☆	H
		2) 具合が悪くなったときは、無理せず、その場に座る。		○	→	→	◎	◇	☆	H
		3) 緊急時には、慌てずに落ち着いて行動する。		○	→	→	◎	◇	☆	H
		4) 暖房器具等の近くではふざけない。		○	→	→	◎	◇	☆	H
②	文化的行事における危 険について知る。	1) 緊急時には、慌てずに落ち着いて行動する。		○	→	→	◎	◇	☆	H
		2) 暖房器具等の近くではふざけない。	○	→	→	→	◎	◇	☆	H
		3) 火気等の危険なものを使用するときは、使用上の注意をよく 確認する。				○	◎	◇		H
③	健康安全・体育的行事 における危険について 知る。	1) 体調を整え、無理をしない。		○	◎	→	◇	→	☆	H
		2) 具合が悪くなったらすぐに周囲に知らせる。		○	◎	→	◇	→	☆	H
		3) 熱中症に注意する。			○	→	◎	◇	☆	H
		4) 準備、後片付けでは安全に配慮する。			○	→	◎	◇	☆	H
④	遠足・集団宿泊の行事 における危険について 知る。	1) 体調管理をしっかり行う。		○	◎	→	◇	→	☆	H
		2) 危険な場所には立ち入らない。	○	◎	→	→	◇	→	☆	H
		3) 避難経路を確認する。		○	◎	→	◇	→	☆	H
⑤	勤労生産・奉仕的行事 における危険について 知る。	1) 体験で使用する道具や機械の特性を理解する。					◎	◇	☆	H
		2) 職場体験では職場の方の注意をしっかり聞き、責任ある行動 をとる。						◎	◇	☆

凡 指導時期：○機会を捉えて指導する時期，→継続指導の時期，◎重点的に指導する時期，◇再確認させる時期
 例 指導場面：教＝教科等，H＝HR等，行＝学校行事，部＝部活動等，日＝日常

(3) 休憩時間の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
①	休憩時間の遊び方の約束やきまりを守る。	1) 靴はきちんと履く。	○	◎	→	→	◇		☆	日
		2) 廊下や階段で追いかけっこすることは危険である。	○	◎	→	→	◇		☆	日
		3) トイレやベランダなどの狭い場所ではふざけない。	○	◎	→	→	◇		☆	日
		4) 校舎等のガラスへの衝突事故に気を付ける。	○	◎	→	→	◇		☆	日
		5) 転落事故に気を付ける。	○	◎	→	→	◇		☆	日
②	遊ぶ施設や道具の危険について知る。	1) 道具は正しく使う。	○	◎	→	→	◇		☆	日
		2) 施設はルールを守って使用する。	○	◎	→	→	◇		☆	日
		3) 施設が壊れているのを見つけたら、すぐに先生等に知らせる。	○	◎	→	→	◇		☆	日

(4) 清掃時間の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
①	清掃時間に事故が発生していることを知る。	1) ふざけた行為をしない。		○	◎	→	◇	→	☆	日
		2) 洗剤や水で床が滑りやすくなるので注意する。		○	◎	→	◇	→	☆	日
		3) ガラスなどの清掃は細心の注意を払う。		○	◎	→	◇	→	☆	日
		4) 高所など危険な場所は、決して無理をしない。		○	◎	→	◇	→	☆	日
		5) 危険物や不審物を発見したらすぐに先生等に知らせる。		○	◎	→	◇	→	☆	日
②	清掃用具が取扱方によっては危険であることを知る。	1) 清掃用具は用途に応じて正しく使用する。			○	◎	◇	→	☆	日
		2) 用具が壊れたときはすぐに先生等に知らせる。			○	◎	◇	→	☆	日

(5) 給食時間の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
①	給食の運搬や配膳、後片付けでの危険を知る。	1) 運搬や配膳は、整然と行う。		○	◎	→	◇		☆	日
		2) 周囲での悪ふざけ等はしない。		○	◎	→	◇		☆	日
②	食材に関するアレルギーについて知る。	1) アレルギーを引き起こす食材について理解する。		○	◎	→	◇		☆	日
		2) 自分がアレルギーを引き起こす食材を回避する。		○	◎	→	◇		☆	日
③	学校内に給食運搬車が入ってくる場合に生じる危険を知る。	1) 車両の周囲に近づかない。	◎	◇	→	→	◇		☆	日
		2) 車両の周辺は、運転手の死角になることを知る。	◎	◇	→	→	◇		☆	日
④	おう吐物等の処理に関する危険を知る。	1) 先生の指示に従う。	○	→	→	◎	◇		☆	日
		2) むやみに触ってはいけない。	○	→	→	◎	◇		☆	日
		3) 触れてしまった場合は、先生の指示で手洗い等をしっかりする。	○	→	→	◎	◇		☆	日

(6) 放課後の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
①	放課後に思わぬけがをする可能性があることを知る。	1) きまりを守って活動する。		○	◎	→	◇	→	☆	H
		2) 特に下校中の交通事故が多い。		○	◎	→	◇	→	☆	H
		3) 放課後は、寄り道などせずに帰宅する。		○	◎	→	◇	→	☆	H
②	部活動中の危険について知る。	1) 中・高等学校では部活動中の事故が非常に多い。					◎	◇		部
		2) 活動している周囲に危険がないかいつも配慮する。					◎	◇		部
		3) 使用している道具や施設の管理・安全に気を配る。					◎	◇		部
		4) けがや事故が起きないようにするにはどうしたらよいか話し合う。					◎	◇		部
③	部活動中の熱中症の危険について知る。	1) 熱中症は高湿度、急な温度上昇の時に起こりやすい。					◎	◇		部
		2) 熱中症予防のために、水分を十分とりながら運動する。					◎	◇		部
		3) 気分が悪くなった時には無理をせず、すぐに大人に知らせる。					◎	◇		部
		4) 最初の症状はめまいや頭痛吐き気である。すぐに涼しいところで安静にして水分をとる。					◎	◇		部
		5) 体を冷やせる物を準備しておく。					◎	◇		部
		6) 熱中症で重篤な状況になることがある。					◎	◇		部

(6) 放課後の安全			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
④	部活動中に事件事故が発生したときの連絡や緊急対応について知り、行動できるようにする。	1) けがをしたときは、大したことはないなどと自分で判断せず、必ず指導者に知らせる。 2) 事故に遭った場合は、協力して対応する。 3) 自分にできる応急処置は行う。					◎	◇	
							◎	◇	
							◎	◇	

(7) 不審者への対応			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
①	学校で決めている「不審者侵入時緊急放送」を知り、冷静に適切な行動がとれるようにする。	1) 不審者侵入時緊急放送の内容について事前に理解する。 2) 不審者侵入時緊急放送を聞いても落ち着いて指示に従って行動する。		○	◎	→	◇		☆
				○	◎	→	◇		☆
②	不審者侵入時にとるべき行動を確認する。	1) 不審者侵入の訓練で、どのように行動するのが良いのかの基本を身に付ける。 2) 避難経路を理解しておく。 3) 日頃の訓練での注意点を踏まえ、冷静に行動する。		○	◎	→	◇		☆
				○	◎	→	◇		☆
				○	◎	→	◇		☆

(8) 学校施設にかかわる安全			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
①	立ち入ってはいけない場所があることを知る。	1) 立ち入っては行けない場所を理解する。 2) 立入禁止区域にある危険を理解する。 3) 立入禁止区域には絶対に立ち入らない。 4) 立入禁止区域にどうしても入らなければならないときは、必ず先生に話す。	○	→	◎	→	◇	→	☆
				○	◎	→	◇	→	☆
			○	→	◎	→	◇	→	☆
				○	◎	→	◇	→	
②	施設や道具の特性を理解し、正しく使用しなければならないことを知る。	1) 施設毎の使用のルールやマナーを守る。 2) 道具の利用方法を守る。 3) 整理整頓が安全の基本であることを知る。	○	→	◎	→	◇	→	☆
			○	→	◎	→	◇	→	☆
			○	→	◎	→	◇	→	☆
③	安全な環境づくりに主体的にかかわらなければならないことを知る。	1) 周囲の危険に気付き回避する。 2) 周囲にある危険を自主的に改善したり、知らせる。 3) 自他の安全に配慮して行動する。			○	→	◎	◇	☆
					○	→	◎	◇	
					○	→	◎	◇	

2 家庭生活

(1) 火災防止			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支
				低	中	高			
①	火災の恐ろしさを知る。	1) 全国で年間約千人以上の人々が火災で命をなくしている。 2) 火災による死者の倍くらいの人々が負傷している。		○	→	◎	◇	→	☆
				○	→	◎	◇	→	
②	火遊びを絶対しないことを家族で約束する。	1) 火遊びが原因の火災が全国で1,700件近く発生している。 2) 火遊びは絶対にしてはいけない。		◎	→	◇	→	→	☆
			○	◎	→	◇	→	→	☆
③	火災が発生したときの避難について家族で確認する。	1) 出火場所を想定して、どのように逃げるかをあらかじめシミュレーションしておく。 2) 火災の時に持ち出す物をあらかじめまとめて、決めた場所に置く。 3) 避難の時は、持ち物よりも身の安全を第一に確保する。			○	◎	→	→	☆
						○	→	◎	
					○	◎	→	→	☆
④	火災の時は、一酸化炭素や有毒ガスが発生し非常に危険であることを知り、避難に活かす。	1) 火災の時は一酸化炭素や有毒ガスが発生する。 2) 一酸化炭素は無色無臭で存在に気付かない。 3) 一酸化炭素中毒発生の仕組みを知る。 4) 避難の時はハンカチやタオルで口や鼻を覆って避難する。				○	◎	◇	
						○	◎	◇	
						○	◎	◇	
			○	◎	◇	→	→	→	☆

凡 指導時期: ○機会を捉えて指導する時期, →継続指導の時期, ◎重点的に指導する時期, ◇再確認させる時期
 例 指導場面: 教=教科等, H=HR等, 行=学校行事, 部=部活動等, 日=日常

(2)子どもの事故			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	低	中	高	中	高	特支	
①	海や山、河川などの野外での遊びにおける危険を知り、ルールを守って楽しく遊ぶ。	1) 毎年たくさんの児童生徒等が水の事故で命を落としている。	○	→	→	◎	◇	→	☆	H
		2) 立ち入り禁止のところには絶対に入らない。	○	→	→	◎	◇	→	☆	H
		3) 一人で水遊びをしてはいけない	○	→	→	◎	◇	→	☆	H
		4) 家族に必ず居場所を伝えて遊ぶ。	○	→	→	◎	◇	→	☆	H
		5) 溺れた人がいたら、すぐに大人に助けを求める。	○	→	◎	→	◇	→	☆	H
		6) 溺れた人を助けるときは、棒やロープを使う等の工夫をする。泳いで助けるのはとても危険である。					○	◎		教
②	自分たちが住んでいる周辺の河川、湖沼、ため池等の危険場所を確認して、危険に近づかない。	1) 危険箇所を見つけ、みんなで情報を共有する。			○	◎	◇	→		H
		2) 自分たちでハザードマップを作成してみる。				○	◎	◇		H
		3) 友達が危険な場所に行こうとしたときは、止めなければならない。	○	→	→	◎	◇	◇	☆	H
		4) 危険な場所で遊ぼうと誘われても断る。	○	→	→	◎	◇	◇	☆	H
③	熱中症の危険について知り、熱中症になった場合には適切な処置をしてもらう。	1) 熱中症は高温湿度、急な温度上昇の時に起こりやすい。			○	→	◎	◇		教
		2) 熱中症予防のために、水分を十分にとりながら運動する。			○	→	◎	◇	☆	教
		3) 気分が悪くなった時には無理をせず、すぐに大人に知らせる。		○	→	→	◎	◇	☆	教
		4) 最初の症状はめまいや頭痛吐き気である。すぐに涼しいところで安静にし水分をとる。			○	→	◎	◇		教
④	台所の手伝いなどでのやけどの怖さを知る。	1) 油やお湯など、台所にはやけどの原因となるものがたくさんある。	○	→	→	◎	◇	→	☆	教
		2) やけどをしたときは、すぐに水道水などで冷やす。			○	◎	◇	→	☆	教
		3) 大きなやけどをしてしまったときは、衣服の上から冷やし、医師の診察を受ける。				○	◎	◇		教
⑤	火の特性を知り、安全に扱えるようにする。	1) 子どもだけで火を使用してはいけない。	○	→	◎	→	◇		☆	H
		2) 火を使用するときは、周りに燃えやすい物を置いてはいけない。			○	◎				H
⑥	刃物の特性を知り、安全に扱えるようにする。	1) 刃物の特性を知る。			○	→	◎	◇		教
		2) 刃物の正しい使い方を知る。			○	→	◎	◇		教
⑦	電気の特性を知り、安全に扱えるようにする。	1) 電気は感電や火災の原因になることを知る。	○	→	◎	◇			☆	教
		2) めれた手でコンセントやスイッチに触れると感電することがある。	○	→	◎	◇			☆	教
		3) コンセントに埃がたまると、火災の原因になる。				○	◎	→		行
		4) たこ足配線が火災の原因になることを知る。				○	◎	→		行
⑧	浴室での危険について知る。	1) 小さな子どもが浴室で溺死する事故が発生している。				○	→	◎		教
		2) 高齢者による浴室での事故も発生している。				○	→	◎		教
⑨	階段や窓、ベランダからの転落事故の危険について知る。	1) 子どもの転落事故が多数発生している。	○	→	→	◎	◇		☆	H
		2) 窓やベランダの手すりに乗って遊んではいけない。	○	→	◎	◇	→		☆	H
		3) ベランダやテラスにある物や台に乗ってはいけない。	○	→	◎	◇	→		☆	H
⑩	留守番をしているときの危険を知る。	1) 留守番の時の約束を家族で決める。		○	◎	→			☆	H
		2) 弟や妹が危険な遊びをしないように注意する。			○	◎			☆	H
		3) 来客者にはインターホンなどで対応し、ドアを開けない。	○	→	○	◎			☆	H
⑪	ハチ等に刺されたり、蛇に噛まれたり、熊に襲われたりするなどの危険があることを知る。万一被害にあったときは、できるだけ早く医師の治療を受けなければならないことを知る。	1) ハチ等がいても刺激しないようにする。	○	→	→	◎	◇	→		H
		2) ハチに刺されたときは、刺された場所をつまんで毒を出す応急処置をし、すぐに医師の治療を受ける。		○	→	◎	◇	→		H
		3) 蛇(マムシなど)を見つけても近づいたりしないこと。頻繁に目撃される場所では、長靴を履くなどの対応をする。	○	→	→	◎	◇	→	☆	H
		4) 蛇に噛まれたときは、すぐに医師の治療を受ける。			○	◎	◇	→		H
		5) 熊の出没に関する通報があった場合には、安全な場所に避難し、むやみに出歩かない。		○	→	◎	◇	→		H
⑫	自分でできる応急処置について知り、技能を身に付ける。	1) 応急処置の実習を受ける。				○	◎	◇		教
		2) 身近にけがをした人がいる場合、自分のできる範囲で応急処置を行う。				○	◎	◇		教

3 犯罪の被害に遭わない

(1) 登下校の安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	登下校時の危険と危険箇所について知る。	1) 事件・事故に巻き込まれないように複数で行動する。		○	◇	→	→	→	☆	行
		2) 登下校時にどのような危険があるか確認する。		○	◇	→	→	→	☆	行
		3) 人通りや車両通行量の少ない道路、暗い場所が危険である。		○	◇	→	→	→	☆	行
		4) 「安全マップ」を作成し、通学路の要注意箇所を覚える。			○	◎	◇	→		行
		5) 集団下校の大切さを知る。(集団下校訓練含む)		○	→	◎			☆	行
②	防犯ブザー等の使用方法について知る。	1) 防犯ブザーをなぜ携帯するのかを知る。	○	◎	◇	→	→	→	☆	H
		2) 防犯ブザーの操作方法を身に付ける。	○	◎	◇	→	→	→	☆	H
		3) 常に鳴らすことができる場所に持つ。	○	◎	◇	→	→	→	☆	H
		4) 身の危険を感じたら、ためらわずに鳴らす。	○	◎	◇	→	→	→	☆	H
		5) 定期的に、防犯ブザーが鳴るか点検する。	○	◎	◇	→	→	→		H
③	不審者への対処方法について知る。	1) 必要以上に近づいてきた場合は、不審を疑う(2m 以内)。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		2) 家族以外の車には絶対乗らない(顔見知りでも危険)。いか…ついていけない。の…車にのらない。お…おお声を出す。す…すぐにげる。し…しらせる。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		3) 行動、言動、服装等に注意し、不審者を判断し、離れる。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		4) 身の危険を感じたら、防犯ブザーを鳴らし、大声で助けを求める(近くの大人、民家、コンビニ、子ども110番の家等)。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		5) 状況を知らせる(家族、学校、交番、警察等)。		○	◎	→	◇	→	☆	行
④	被害時の対処方法について知る。	1) 周りに気付いてもらうように大声で助けを求める。	○	→	→	◎	◇	→	☆	行
		2) 逃げる、抵抗する、噛みつくなどの防衛手段をとる。		○	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 犯人の特徴を確認する(容姿、年齢、車、逃走方向など)。			○	◎	◇	→		行
		4) 車に中に連れ込まれた時は、隙をみて逃げる、助けを求めるなど冷静に対応する。		○	→	→	◎	◇		行
⑤	犯行の手口について知る。	1) 一人でいるときに事件・事故に巻き込まれる可能性が高い。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		2) 知らない人から声を掛けられることがある。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
		3) 犯行が行われやすい場所について知る。	○	→	◎	→	◇	→	☆	行
⑥	エレベーター利用時の危険性について知る。	1) は…はいる前はまわりをよく見る。さ…さっと乗って、ボタンの前。み…みんなで乗ろう、エレベーター		○	→	◎	◇	→	☆	行
		2) エレベーターの中は危険であり、一人で乗ることは避ける。		○	→	◎	◇	→	☆	行
		3) 危険な雰囲気、被害に遭いそうになった場合は、すぐ降りる。		○	→	◎	◇	→	☆	行
		4) 被害に遭った場合は、非常ボタンを押し、助けを求める。		○	→	◎	◇	→		行
		5) 犯人の特徴を確認する(容姿、年齢、逃走方向など)。			○	◎	◇	→		行

(2)地域・社会での安全			指導時期等						主な 指導 場面		
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体的指導内容	幼	小			中	高		特 支	
				低	中	高					
①	他人が訪ねてきたときの 対応について知る。	1) 安易に玄関の扉などを開けない。		○	◎	◇	→	→	☆	H	
		2) インターホンで人物を確認し用件を聞く。		○	◎	◇	→	→	☆	H	
		3) 訪問販売の場合は「いりません」と勇気を出して断る。					○	◎		H	
		4) 家族が不在であることを教えない。		○	◎	◇	→	→		H	
		5) 対応について家族との約束をしておくことが大切である。		○	◎	◇	→	→		H	
②	他人からの電話の対応 について知る。	1) 相手の誘いに巻き込まれないようにする。			○	→	→	◎		H	
		2) 電話が続いた時は、非通知設定にする。					○	◎		H	
		3) おかしいと思ったら警察や消費生活センターに相談する。			○	→	→	◎		H	
		4) オレオレ詐欺の手口、対応を家族内で確認する。					○	◎		H	
		5) オレオレ詐欺等の被害に遭った場合は、両親や警察に相談する。					○	◎		H	
		6) 対応について家族との約束をしておくことが大切である。		○	◎	◇	→	→		H	
③	悪質商法の手口につ いて知る。	1) セールスしている人に興味本位で近づかない。					○	◎		H	
		2) 悪質商法の手口を知る。						○	◎		H
		3) 甘い言葉には大きな罠がある。						○	◎		H
		4) 簡単な仕事で、高収入を得られることはない。						○	◎		H

(2) 地域・社会での安全			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
④	不審者発見時の対応について知る。	1) 不審と思われる行動を判断する（周辺をうろろ、長い時間同じ場所にいる）。				○	◇	→		H
		2) 不審者に近づかない。		◎	◇	→	→	→	☆	H
		3) 被害に遭わないように家の中(近所の家)に入る。		◎	◇	→	→	→		H
		4) 不審者の特徴を確認する（容姿、年齢、車両番号など）。			○	◎	→	→		H
		5) 家族に相談し、交番、警察署に連絡する（次の被害がないことも考えて）。			○	◎	→	→		H
⑤	夜間外出の危険性について知る。	1) 夜間、深夜は、犯罪に巻き込まれることが多い。				○	◎	◇	☆	H
		2) 深夜徘徊はしない。				○	◎	◇		H
		3) 夜の外出は保護者と一緒に外出する。				○	◎	◇	☆	H
		4) 友人からの誘いがあった場合は断る。				○	◎	◇		H

(3) ネット時代の安全			指導時期等						主な 指導 場面	
No	必ず身に付けさせたい 事項	具体の指導内容	幼	小			中	高		特 支
				低	中	高				
①	出会い系サイトの怖さ を知る。	1) 携帯電話やインターネットの必要性、フィルタリングサービスを考える。「出会い系サイト規制法」により 18 歳未満の禁止。				○	◎	◇		行
		2) ゲームサイトの中に出会い系サイトのシステムが仕組まれていることが多い。				○	◎	◇		行
		3) パソコンや携帯電話の使用は、家族内でルールを決めて使用する。				○	◎	◇	☆	行
		4) 覚えのないアドレスのメールは開かずに削除する。				○	◎	◇		行
		5) 被害に遭った場合は両親または警察に相談する。				○	◎	◇		行
②	ネット犯罪の手口や人 権侵害等について知 る。	1) ネット犯罪の手口や怖さ。				○	◎	◇		行
		2) 興味本位で書き込みをしない。				○	◎	◇		行
		3) 名誉毀損(刑法230条)、侮辱(刑法231条)の犯罪行為になる。				○	◎	◇		行
		4) 覚えのないアドレスのメールは開かずに削除する。				○	◎	◇		行
		5) 本人、友人が被害を受けた場合は、一人で判断せず、両親、先生、警察等に相談する（内容を保存）。				○	◎	◇		行
③	個人情報の保護につ いて知る。	1) 自分だけが使う ID、パスワードを他人には教えない。				○	◎	◇		行
		2) 個人情報を持ち出したり、悪用した場合は犯罪行為になる。					○	◎		行
		3) セキュリティ対策をしておく。					○	◎		行
		4) 個人情報の流出を発見した場合は、両親、先生、警察等に相談する。					○	◎		行
④	著作権について知る。	1) 著作権にふれる違法行為の内容を知る。					○	◎		教
		2) 書物、CD、DVD 等コピーは違法行為につながる。					○	◎		教
		3) 説明書の著作権に関する部分を確認する。					○	◎		教
⑤	違法薬物購入の勧誘 や手口について知る。	1) 興味本位で、アクセスしない。				○	◎	◇		行
		2) 被害に遭わないためにフィルタリングサービスを利用する。					◎	◇		行
		3) 薬物の有害性や購入勧誘の手口を知る。					◎	◇		行

(4) 性犯罪被害の防止			指導時期等							主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中	高	特支	
				低	中	高				
①	性犯罪被害の特徴について知る。	1) 一人でいる時、事件・事故に巻き込まれることが多い。			○	→	◎	◇	☆	行
		2) 深夜等遅い時間帯に被害に遭うことが多い。			○	→	◎	◇		行
		3) 人通りや車両通行量の少ない道路、暗い場所が危険である。			○	→	◎	◇		行
		4) 幼児、小学生を狙った被害が多い。		○	◇	→	◎	◇		行
		5) 中学、高校女子生徒を狙った被害が多い。					○	◎	☆	行
②	性犯罪被害に遭わないための方法について知る。	1) 危険な場所、時間を確認する。		○	◇	→	◎	◇		行
		2) 危険を感じたら防犯ブザー等を鳴らす。		○	◇	→	◎	◇	☆	行
		3) 一人で夜道を歩かない。					◎	◇	☆	行
		4) 「携帯電話をかけながら」「音楽を聴きながら」歩かない。					◎	◇		行
		5) 女子はエレベーターで知らない男性と二人にならない。				◎	◇	→		行
		6) 家の中に入るまで気を抜かない。		○	→	→	◎	◇		行
		7) 家の中に入ったら鍵をかけ、知らない人が来ても家に入れない。		○	→	→	◎	◇		行

凡 指導時期:○機会を捉えて指導する時期,→継続指導の時期,◎重点的に指導する時期,◇再確認させる時期
例 指導場面:教=教科等,H=HR等,行=学校行事,部=部活動等,日=日常

(4) 性犯罪被害の防止			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支
③	ちかんの被害防止について知る。	1) 夜は街灯がある明るい場所を歩く。				○	◎	◇	☆
		2) 携帯電話を操作したり、音楽を聴きながら歩くのは危険である。				○	◎	◇	
		3) 乗り物では混雑するドア付近にはなるべく立たない。				○	◎	◇	
		4) ターゲットにされないように、同じ時間同じ車両に乗車しない。					○	◎	
		5) スカートを履いて階段やエスカレーターをあがる場合、背後に気をつけ、バッグなどで身体をカバーする。				○	◎	◇	
		6) 不自然な場所のレンズ、フラッシュの光、シャッター音に注意する。				○	◎	◇	
		7) 常に防犯ブザーを携帯する。	○	→	→	◎	◇	☆	
④	性犯罪の手口について知る。	1) モデル、芸能スカウトを装った事件に巻き込まれる。				○	→	◎	
		2) 甘い言葉には大きな罠がある。				○	→	◎	
		3) 簡単に住所、氏名、電話番号を教えない。				○	→	◎	
⑤	性犯罪の被害に遭ってしまった場合の対応について知る。	1) すぐに110番する。					○	◎	
		2) 保護者と一緒に、警察に被害届を提出し、相談する（被害防止、不安解消）。				○	→	◎	
		3) スクールカウンセラーや心療外来に相談する。					○	◎	
		4) PTSD(心的外傷性ストレス障害)に陥ることがある。					○	◎	
⑥	性犯罪の罪の重さについて知る。	1) 被害者とは限らず、加害者になることもあることを知る。					○	◎	☆
		2) 被害者は心に大きな傷を負って生きていく。					○	◎	
		3) 加害者は法律に基づく重い処罰や厳しい社会的制裁を受ける。					○	◎	☆
		4) 絶対に加害者になってはいけない。					○	◎	

(5) DV やジェンダーバイオレンスの防止			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支
①	DV(ドメスティックバイオレンス:家庭内暴力)について知る。	1) DVとは何かについて知る。					○	◎	
		2) 自分、身内、友人がDVの被害に遭った時の対応を考える。				○	◎	◇	☆
		3) 我慢をせず、友人、両親、先生、警察に相談する（自分が被害）。				○	◎	◇	☆
		4) 状況を確認し、信頼できる大人に相談する(自分以外が被害)。					○	◎	
		5) 状況に応じて、近所の家や110番に通報をして助けを求める。					○	◎	
②	ジェンダーバイオレンス(夫婦や恋人など、親しい関係にあるカップルにおいて、男性から女性に対して発生する暴力)について知る。	1) ジェンダーバイオレンスとは何か。					○	◎	
		2) 自分、身内、友人が被害に遭った時の対応を考える。					○	◎	
		3) 我慢をせず、友人、両親、先生、警察に相談する（自分が被害）。					○	◎	
		4) 状況を確認し、信頼できる大人に相談する(自分以外が被害)。					○	◎	
		5) 状況に応じて、近所の家や110番に通報をして助けを求める。					○	◎	
		6) 決して加害者になってはいけない。					○	◎	
③	ストーカー行為について知る。	1) ストーカー行為とは何かについて知る。					○	◎	☆
		2) 自分、身内、友人が被害に遭った時の対応を考える。					○	◎	
		3) 我慢をせず、友人、両親、先生、警察に相談する（自分が被害）。					○	◎	
		4) 状況を確認し、信頼できる大人に相談する。(自分以外が被害)。					○	◎	
		5) 状況に応じて、近所の家や110番に通報をして助けを求める。					○	◎	
		6) 決して加害者になってはいけない。					○	◎	

(6) 未成年の飲酒、喫煙と薬物乱用防止			指導時期等						主な指導場面
No	必ず身に付けさせたい事項	具体的指導内容	幼	小			中	高	特支
①	飲酒や喫煙が心身に与える影響について知る。	1) 違法行為である。				○	◎	◇	☆
		2) 心身に悪い影響を及ぼす。				○	◎	◇	☆
		3) 誘惑されても断る勇気をもつ。				○	◎	◇	☆
		4) 興味本意で、たばこを吸う、酒を飲むことが常習につながる。				○	◎	◇	☆
		5) 注意できる勇気をもつ(制止できる力を育てる)。				○	◎	◇	☆
②	薬物の怖さと心身への影響について知る。	1) 法律で禁止され、重い刑罰に処される。				○	◇	◎	☆
		2) 誘惑されても断る方法を考え、絶対手を出さない。					○	◎	
		3) 使用した場合の心身に及ぼす影響について理解する。				○	◇	◎	
		4) 使用した場合は、家族まで巻き込む問題になる。				○	◇	◎	

Ⅱ 安全管理

東日本大震災において、日頃から管理体制を充実させておくことの重要性が明らかになった。中でも、不測の事態を想定してのマニュアルの整備、施設・設備の安全点検、通学路の点検・確認、情報収集の方法など、安全管理上の反省点や改善すべき点が見えてきた。

学校においては、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるよう体制を確立し、安全確保を図る必要がある。そのため、学校環境・学校生活・通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、危機管理マニュアル及び年間計画に基づいて適切に行う必要がある。

そのためには、家庭や地域、各関係機関との連携を図り、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時、災害時などにおける、児童生徒等の安全確保に努めるとともに、安全教育と一体的な活動を展開することが求められる。

1 学校環境の安全管理

学校の施設及び設備等においては、学校保健安全法第 27 条及び学校保健安全法施行規則第 28 条において、毎学期 1 回以上（通常は月 1 回）は、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行わなければならないと定められている。安全点検は、児童生徒等の安全確保のための日頃の備えであり、災害安全、交通安全、生活安全（防犯を含む）三領域全てにかかわってくる。また、異常がある場合は安全措置を講じなければならない。安全点検の種類、方法については以下の表のとおりである。

（１）安全点検の種類・対象

安全点検の種類	時 期	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上	- 児童生徒等が使用する施設 - 設備及び防火、防災、防犯に関する設備 - 災害が発生したときの避難場所及び避難経路	毎学期 1 回以上、幼児、児童生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則 28 条第 1 項）。
	毎月 1 回以上	児童生徒等が多く使用する、校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、トイレ、手洗い場、給食室、屋上	各学校の実情に応じて、上記（規則 28 条第 1 項）に準じて行われる例が多い。
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは臨時に、安全点検を行う（規則 28 条第 2 項）。
日常の安全点検	授業ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則 29 条）。
	毎日	校舎、特別教室、体育館、部室等のコンセント等、火気・漏電が心配される箇所（ストーブ等）	

(2) 安全点検の方法

項 目	内容及び留意点
実施計画の作成 (点検表含む)	- 対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施計画を作成する。 - 安全点検表は、対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要がある。 - 臨時の安全点検については、行事や天候の変化及び犯罪等の発生等により、状況が変化した場合や突発的に必要となる場合があるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく。
点検作業の仕方	- 目視、打音、振動、負荷、作動等により行う。 - 対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせる。
専門家による点検	- 構造上の複雑さや表面の塗装等により、教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状況を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、専門家による点検を行う必要がある。 - 近年、遊具や固定施設の破損、老朽化、設定の状態等により重大な事故が発生していることから、定期的又は臨時に、専門家による安全点検を積極的に実施する必要性が高まっている。 - 各学校及び設置者で具体的な対策を検討すべきである。

※安全点検の形骸化やマンネリ化防止

- 実施計画等が長期にわたって繰り返し使用されたり、点検により問題点が発見されないことが繰り返されたりすると、取組の意欲を低下させる恐れがある。
- 安全点検では目的を再認識し、危険の発見や予測のために意識的に積極的に行う姿勢をもつことが必要になる。
- 担当場所を変えたり、安全に配慮しながら、保護者や児童生徒等を参加させたりするなど工夫をする。
- 安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善する必要がある。

(3) 安全管理の措置

項 目	内容及び留意点
校地等の安全管理	危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立ち入り禁止や使用禁止、使用場所の変更を行う等の適切な処置を講ずる。
大規模改修	学校だけでは対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。
安全管理に関する情報	補修・改修歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

2 安全管理の対象

(1) 校舎内等

異常が発見された場合は、迅速かつこまめに改善に取り組むとともに、整理整頓に努め、清掃を徹底していくことが事故防止につながる。また、児童生徒等も自ら環境整備をし、安全な状態を保つことができるよう指導していく。

校舎内等における管理対象と状態の変化に留意する箇所については、以下の表のとおりである。

管理の対象	状態の変化に留意する箇所
教室（保育室）	- 床 ・ 腰板 ・ 壁 ・ 窓枠 ・ 手すり ・ 窓ガラス ・ 出入口の扉 ・ 机 ・ 戸棚 - ロッカー ・ 清掃用具入れ ・ 照明 ・ 掃除用具
廊下、階段、昇降口、ベランダ	- 窓枠 ・ フェンス ・ 額等掲示物 ・ 階段の手すり ・ 下駄箱 ・ 階段の滑り止め - アブローチ
便所	扉 ・ 便器 ・ 水漏れ ・ 床 ・ 掃除用具 ・ 清掃用具入れ
水飲み場	蛇口 ・ 床 ・ 石けんや消毒液の設置
屋上	施錠 ・ 扉 ・ 金網等 ・ 明かり取り窓
給食室	- 調理器具 ・ ネズミや害虫等 ・ 刃物類 ・ 電気 ・ ガス ・ 運搬用のコンテナ - 衛生の状態 ・ 火気使用の状態 ・ 火気の後始末
特別教室（準備室含む）	設備 ・ 薬品 ・ 電気 ・ 火気の後始末 ・ 備品の管理 ・ 危険標示物
体育館	- 床 ・ 壁 ・ 扉 ・ 便所 ・ 更衣室 ・ 窓枠 ・ 窓ガラス ・ 照明 ・ ステージ - 備え付けの備品 ・ 体育備品 ・ 体育倉庫の整理
校舎の外壁	壁

(2) 校舎外等

定期・不定期の点検を行い安全状態を維持し、不良な箇所の発見と改善に努める。また、一般の者との接点も多いので、事故防止とともに、防犯への配慮も必要である。

校舎外等における管理対象と状態の変化に留意する箇所については、以下の表のとおりである。

管理の対象	状態の変化に留意する箇所
運動場・園庭等	・地面（ポイント、ロープ、危険物等） ・排水 ・フェンス ・外部の境界 ・記念碑や石像等 ・車止め ・雑草 ・芝（あるとき）
遊具、体育等の固定施設、移動施設	・サッカーゴール等 ・施設周辺 ・溶接部分 ・ねじ、ボルト等 ・掲揚塔 ・砂場 ・錠
運動具倉庫	・錠 ・石灰 ・運動用具
プール	・浄化、消毒装置 ・水質 ・水位 ・プール底 ・排水溝のカバー ・プールサイド床面 ・フェンス ・更衣室 ・薬品
校門	・フェンス ・門扉等 ・施錠
自転車置き場	・フェンス ・地面 ・屋根

3 三領域の安全管理

(1) 災害安全【第7章 学校防災マニュアル作成のポイント及び学校防災マニュアル作成ガイド参照】

① 自然災害等への備え

火災や地震・津波、火山活動などの災害発生時の避難や備えに関する安全管理については、以下の表のとおりである。

事 項	内 容
学校防災マニュアル作成・点検	・第二避難場所、第三避難場所の設定をする。 ・地域の特性を考慮する。 ・地域と関係機関との連携を図る。
「緊急地震速報」を受け取った際の対応	・いつ、どこで、どのような対応をするか、多様な想定をする。 ・適切な対応や行動についてマニュアルに示し、教職員の共有化を図る。
避難経路の環境整備	・避難経路や非常出口の周辺に障害となるような物を置かない。
防災施設・設備の維持管理	・避難器具の点検、設備や器具等の転倒、落下を防ぐ。 ・消火器等のメンテナンスや配置場所の確認をする。 ・教職員へ施設・設備の取り扱い方法について徹底する。 ・業者による点検以外に、教職員も正常な状態を確認する。
発火しやすい薬品等の安全管理	・容器の破損や転倒しないように、決められた場所に施錠の上管理する。 ・管理記録の記入を徹底する。
連絡体制・機能の確保	・電気や電話などの連絡経路が寸断された場合まで想定し、外部関係機関と事前に対応について確認しておく。
非常用物資の備蓄	・市町村教育委員会等との連携を行う。 ・備蓄物の入れ替え、補充システムを構築する。
避難所開設を想定	・使用施設の優先順位や衛生管理にも配慮して教育委員会と協議する。

② 自然災害等における安全措置

全教職員は、児童生徒等の安全を最優先し、自らの安全も確保しなければならない。そのためには、日頃から校内研修の充実を図り、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用方法、避難場所や避難方法、非常持ち出し物などについて習熟しておくことが必要である。

ア 火災における安全措置の要点と内容

要 点	内 容
出火の発見	・発見者が他の教職員や周囲に火災の発生を伝える。 ・消防署へ通報し、可能であれば初期消火を試みる。 ・児童生徒等に対しては動揺を抑え、安全に避難させる。 ・負傷者には応急手当を行う。
防火体制づくり	・防災本部を設け、刻々と変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう、的確に指示を行うことができるよう、情報の収集、発信、伝達の経路を状況に応じて即座に確立できるようにしておく。 ・通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全職員が対応できるようにしておく。
避難	・火災の状況に応じて、迅速かつ安全に行う。 ・校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。

イ 地震、津波における安全措置の要点と内容

要 点	内 容
地震発生	・発生時には児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛び出しなど、混乱状態を引き起こすことがあるので、教職員は、冷静さを失わずに確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。 ・緊急地震速報を見聞きしたり、地震の揺れを感じたら、児童生徒等が素早く机の下に身を隠したり、頭を保護し、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所など少しでも安全な場所で身体を保護するように訓練しておく。
避難	・震動が収まった後、校内の防災本部の指示及び避難要領に従って、迅速かつ安全に行う。 ・残留者や負傷者について確認する。 ・負傷者には応急手当を行い、医療機関へ連絡する。
二次的災害に対する対応	・学校給食の調理場、家庭科の実習室、理科の実験室をはじめとして、火の始末を徹底する。 ・余震による強い揺れ、津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象などに留意する。 ・津波被害が予想される地域については、可能であれば素早く情報収集し、予め決めてある避難場所に迅速に避難する。 ・津波について情報収集ができない場合には、過去の経験にこだわることなく、避難場所へ避難する。
罹災後の動き	・校内及び近隣の罹災状況を把握し、児童生徒等の帰宅などについて適切に判断する。 ・避難所になった場合は、予め決められている計画に従い、被災者への対応に当たる。

ウ 火山活動による災害及び風水害、豪雪等における安全措置の要点と内容

要 点	内 容
情報収集について	・火山活動、風水害、豪雪等の災害については、報道等によりできるだけ正確な情報を収集し、児童生徒等の安全を第一に考えて、対応について検討する。 ・情報から災害の程度を予測して、その対処について早めに検討を始める。
登下校について	・教育委員会からの指示や関係機関との連絡により、児童生徒等の緊急下校や避難の措置を取る。 ・緊急下校の際は、家庭と連絡を取るなどして、下校の時期やその方法を的確に判断する。 ・始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。 ・先ず児童生徒等を帰すことを考えるのではなく、見通しをもって、どうすることが児童生徒等の安全確保につながるかという視点で、様々な対応の判断を行う。

③ 原子力災害における安全措置

原子力関連施設の設置状況等を考慮した、災害発生時の安全措置の要点と内容を下記に示した。

要 点	内 容
事前に身に付けておくべき知識	・事前に都道府県や市区町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報内容の確認の仕方、児童生徒等がとるべき行動について把握しておく必要がある。 ・放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被ばく汚染の程度などを知覚することはできない。よって、緊急事態においては、国、都道府県、市町村などの災害対策本部からの指示や情報に十分留意する。 ・避難は必ずしも最善の方法ではないことも留意する。（屋内退避等） ・保護者との連絡方法についても検討しておく。
災害発生時	・災害対策本部からの指示や情報を入手することが不可欠である。 ・テレビ、ラジオ、広報車、コンピュータ等の手段で伝達される様々な情報を入手する。 ・災害対策本部の情報から状況を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。 ・対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。 ・例えば、戸、窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体的な防護対策をとる。 ・対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等の除染が必要となる場合がある。

(2) 交通安全

① 通学における安全管理

児童生徒等は、通学路において様々な危険と遭遇する可能性がある。保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。

また、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点をふまえ、適切な安全管理の下で通学させるようにする。

② 通学路の設定・方法・安全確保

ア 通学路の設定

要 点	内 容
適切な通学路の設定	・交通量や道路の整備状況等に配慮し、通学路を設定する。 ・設定した通学路を児童生徒等や保護者に徹底するとともに、地域の人々にもしっかりと周知する。 ・教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。（犯罪被害防止や防災の観点からの対策も含む）
交通安全施設の新設改修	・通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、保護者や警察、地域の関係者等の協力も求めて定期的に安全点検を行うなど対策を講じておく必要がある。

イ 通学方法

要 点	内 容
交通手段の特性	・中学校や高等学校における生徒の通学手段は、徒歩に加えて、自転車やバス、電車、場合によっては二輪車や自動車など多岐にわたることを配慮する。

ウ 安全確保

要 点	内 容
児童生徒等への指導	・行動の自己管理が極めて重要になるため、計画的な安全指導を行う。 ・学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、責任をもって指導に当たる。
徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学	・通学実態を把握する。 ・通学路の状態と通学手段の関係から危険を具体的に把握する。 ・悪天候時における危険を予測し必要な指導を行う。
自転車通学	・自転車に関する道路交通法等関連法規を遵守させる。 ・自転車利用に関する校内ルールを遵守させる。 ・自転車の点検整備（ブレーキ、ライト、ハンドル他）の徹底を図る。 ・被害軽減に効果のあるヘルメットの着用について指導する。 ・自転車利用のマナーアップの具体的な指導を行う。 ・自転車の駐輪の仕方について指導する。 ・学校周辺の安全な道路の利用の徹底を図る。 ・一般交通や他の生徒との混雑緩和の配慮をする。 ・学校が指導している交通ルール等を周辺住民へ周知し、理解を図る。
二輪車や定時制高校等における自動車による通学	・二輪車、自動車に関する道路交通法等関連法規を遵守させる。 ・車両の点検整備の徹底を図る。 ・運転マナーの徹底を図る。 ・歩行者等に対して加害事故を起こしやすいことを理解させる。 ・加害者になってしまった場合の対応について理解を徹底する。

(3) 生活安全（防犯を含む）

学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防ぐために行う。また、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。

① 学校生活の安全管理の方法

要 点	内 容
事故の発生状況や原因・関連要因等の把握	・運動や遊びなどの活動内容、活動場所の実態調査をする。 ・学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録をとる。 ・健康観察や保健室来室状況等の記録をとる。 ・教職員による行動観察など情報を活用する。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等を活用する。
行動や場所の規制	・休憩やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても規制は有効である。 ・立入を禁止する場合は、その場所を明示するとともに、容易に立ち入ることができないような措置をする。 ・規制について教職員等が共通理解し、協力体制を確立して指導をする。 ・規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守の徹底を図る。
情緒の安定及び良好な健康状態の把握	・児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与えることを理解する。 ・心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。 ・情緒の不安定が認められたときは、個別あるいは集団を問わず、積極的に指導を行う。 *気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す。 *情緒の安定に関する学習をさせる。 *児童生徒等の生徒理解に努める。 *生活習慣の形成に努める。 *相談活動やカウンセリング体制の整備を行う。 *美化活動などの環境整備を行う。 ・幼児や障害のある児童生徒においては、情緒の安定のために、保護者との連絡・連携が重要である。 ・健康状態については、日常の健康観察や健康相談、健康診断に関する情報等を活用し、疾病の異常や早期発見、対処に活用する。

要 点	内 容
安全管理と安全指導の関連	・安全管理は安全指導の充実と補完関係にあることに留意する。 ・指示的、規制姿勢は必要でも、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。 ・規制やきまりについては、規範意識形成のための対象ととらえるばかりではなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の一つであると見なすことができる。 ・児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切。 ・学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒相互の人間関係において信頼が不可欠である。 ・児童生徒等の中には、危険な行動をとったりけがをしたりする者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

② 学校生活の安全管理の対象

ア 休憩時間等

休憩時間等の安全管理は、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、児童生徒間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。

次のような観点で安全点検を行い必要な措置をとるようにする。

対 象	内 容
校舎内での活動	・屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。 ・校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。 ・ひさしや天窓に乗ったり、窓から不用意に身体を乗り出したりするなどの危険な行動をしていないか。
運動場、体育館等での活動	・運動や遊びをしている者との間に危険はないか。 ・運動や遊びの種類と場所に危険はないか。 ・休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。 ・人目に付きにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。 ・新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。
運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用	・遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。 ・利用の仕方に無理はないか。 ・固定施設の近くにいたる者に危険はないか。

イ 学習時間

教科の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努め、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別に配慮する。また、校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠である。

教科に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

対 象	内 容
始業前や各教科の指導前の児童生徒等	・児童生徒等の心身の状態を把握する。 ・服装や靴などの身なりの確認をする。 ・学習内容に応じて学習中に予想される危険に対する配慮をする。
施設、用具、教材、教具等	・きちんと整備され、整理整頓されている。 ・扱い方を児童生徒等がよく理解している。 ・利用の仕方に危険はないか。（適切に利用すれば危険はないことを理解させる。） ・危険な利用の仕方をしないよう予め指導する。
情緒が不安定な児童生徒等	・注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされている。 ・生徒理解に基づき、危険について事前に分かりやすく伝えておく。 ・普段からコミュニケーションを深め、理解し合える人間関係づくりに努める。

ウ 園外保育，部活動，学校行事等の活動時

園外保育，部活動，学校行事等の活動時の安全管理は，児童生徒等が自主的に行ったり，学年や学校全体など集団で行ったりする諸活動で慎重な配慮が必要である。

共通した観点は次のように挙げられる。

対 象	内 容
一般的安全管理	・活動場所やその経路に関する事前の実地調査をする。 ・参加している児童生徒等の人数を把握する。 ・異学年の児童生徒等がともに活動することによる無理や危険性がないこと。 ・用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されている。 ・活動している児童生徒等同士の間に危険がないこと。
状況に応じた安全管理	・活動の場所，時期，時刻等において無理や危険はないこと。 ・児童生徒等の心身の健康状態の把握をする。 ・自然環境（天候，気温，湿度，明るさ等）の状態を把握している。

エ 学校給食の時間

給食時の安全管理は，食事の運搬や配膳などに際して，時として事故を招くことがあるので，配慮が必要である。

次のような観点に留意した安全管理が必要になる。

対 象	内 容
準備（配膳室から受け渡し時）	・配膳室の窓口前に危険はないか。 ・給食当番の服装がきちんと整っている。 ・食缶，食器の受け渡し，コンテナ移動の際などに危険はないか。
運搬時	・安全な運搬方法で行う。 ・運搬経路に配慮する。
配膳時	・おたまやししゃもじ等，配膳用具を正しく使う。
食事時	・誤嚥や異物等の誤飲等がないようにする。 ・配慮を要する児童生徒等への対応に十分注意をする。

オ 清掃活動等作業時

日常の清掃，大掃除，学校環境緑化活動，その他の作業時においても，用具の使い方，危険な行動などが原因で事故が発生することがある。

次のような観点に留意して安全管理に当たる。

対 象	内 容
児童生徒等の行動	・遊びやふざけ等の危険な行動はしない。 ・道具や用具は安全に使う。（洗剤も含む） ・作業にふさわしい服装になる。 ・肥料や薬剤の取り扱いがきちんと行われている。 ・作業の方法や手順が合っているか常に確認をする。
作業場所や周辺環境	・作業している場所及びその周辺の状態を把握する。 ・道具や用具を使用する際周囲への安全確認をする。

交通安全教室（栗原市立金成小学校）



③ 学校への不審者侵入時の対応

ア 不審者の進入など緊急時の体制の要点と内容

要 点	内 容
不審者の侵入を未然に防ぐ手立て	・学校の訪問者を必ずチェックできる体制をつくる。 ・チェックを受けた学校の来校者には、ID カード等を必ず身に付けさせ、周囲からすぐに分かるようにする。 ・児童生徒等には、ID カード等を持っていない人が校内にいるときに、不審者である可能性が高く、注意して対応する必要があることを理解させておく。 ・教職員は、ID カードを所持していない者が校内にいるときは、必ず声をかけて、要件を確かめ、ID カードを受けなければならないことを伝え案内する。 ・ID カード配布の仕組みについて、保護者等に周知し、浸透を図る。
侵入した不審者から児童生徒等に危害を加えられない環境づくり	・凶器になりそうな掃除用具などが目に見えないように整理整頓する。 ・昇降口や廊下等に凶器になるような棒や投げつけられそうな金属など危険が予想される物を置かない。
学校に不審者が侵入した場合	・学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等や警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。
学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合	・警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定を行う。 ・保護者やPTA等による学校支援ボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある。

イ 学校における不審者への緊急対応の3つのチェックと5つの対応

チェックと対応	内 容
チェック1	・ 不審者かどうかのチェック。
対応1	・ 正当な理由のない者には、校地、校舎内及び周辺からの退去を求める。
チェック2	・ 退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうかを速やかに判断する。 ・ 凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、暴力的な言動があるかどうかを確認する。
対応2	・ 危害を加えるおそれがあると判断した場合は、別室に案内して、児童生徒等から隔離する。 ・ 他の教職員の協力を得て、速やかに「110 番」に通報するなどの対応を迅速に行う。 ・ 危害を加えるおそれがないと判断した場合は、再び丁寧に退去を求める。
対応3	・ 隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。 ・ 教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員が周りを取り囲むなどして移動を阻止する。 ・ 全校に周知して、児童生徒等に被害が発生したり、拡大しないようにするため、児童生徒等を掌握して安全を守り、避難の誘導を行う。 ・ 教室への侵入などの緊急性が低い場合や、児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。
チェック3	・ 不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員に負傷者がいるかどうかを素早く把握し、救助に当たる。
対応4	・ 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応を行う。 ・ 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。 ・ 全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、養護教諭を中心に心のケアに着手する。 ・ 不審者が警察に確保されているか確認するとともに、被害者等の安全が確保されているか確認する。
対応5	・ 事後は、速やかな情報の整理を行い、保護者等への説明や場合によっては報道関係者にも情報提供ができる体制を整える。 ・ 報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

④ 登下校時における緊急事態発生時の対応

児童生徒等の通学途中で、事件・事故災害が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どんな事件・事故災害にあったのか正確な情報を得るとともに、関連機関と連携をとって、事件・事故災害に応じた対応がとれるようにする必要がある。その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故災害発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震等の自然災害等が想定される。

ア 登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制づくりの要点と内容

要 点	内 容
情報に関する体制	・日頃から不審者出沒に関する情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておく。 ・事件・事故の被害に遭ったり、目撃したりしたときに、どこに情報を提供すればその情報が素早く保護者や児童生徒等に流れるかを共通理解するとともに、その情報が中断されることがないように、役割分担等の体制を整えておく。
地域と学校の両面による取組	・事件・事故が発生した際に、地域と学校が両面から被害者の保護、安全確保、支援などができる体制ができるように、各学校では危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に盛り込んでおく。 ・地域全体が、児童生徒等の安全をどのように組織づくり、学校と連携して取り組んでいるかについて、地域全体が共通理解できるように、広報等を積極的に行っていく。

イ 登下校時における不審者等による緊急事態発生時の2つのチェックと3つの対応

チェックと対応	内 容
チェック1	・登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。
対応1	・緊急に対応が必要と判断した場合には、「110番通報」を行う等児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う。 ・最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発生場所付近にいる地域の人たちなので、普段から構築している体制を活かして情報提供を行い、児童生徒の安全確保に協力を得る。 ・学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、近くのボランティア等へ支援を要請する。また、現場に急行して被害者の安全確保に当たるとともに、情報収集と整理に当たる。 ・緊急対応が必要でない場合でも、状況を十分把握し、必要に応じ関係機関に通報するとともに、ボランティア等の協力を得て、防犯体制を強化する。
チェック2	・緊急に対応しなければならない情報があり、被害者等の安全確保を行った後、あるいは、それとほぼ同時に、不審者が確保されているか確認する必要がある。
対応2	・不審者が確保されていない状況が続いており、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、児童生徒等の状況（登下校中、登校前、帰宅後など）に応じて保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保しなければならない。 ・警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。
対応3	・事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、また、事態への対応を見直すことによって、日頃の対策と緊急対応を改善する必要がある。 ・養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。 ・情報を整理し教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。 ・あらかじめ決めておいた役割分担により教職員が一体になり「保護者への説明」、 「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。 ・これまでの安全対策や記録等を基に問題点や課題を明らかにし、地域等との連携を一層深め、登下校の安全対策の改善・強化を図るようにする。

Ⅲ 組織活動

東日本大震災を経験し、避難所運営のみに加かわらず、学校安全について、常日頃から、校内体制、地域及び各関係機関・関係団体との連携体制を整備確認しておくことの重要性が認識された。「災害安全」のみならず、「交通安全」「生活安全」の領域においても同様に、校内、学校と家庭、地域関係機関との密接な情報交換・連携が求められる。

1 校内の組織体制

学校安全の活動を推進するためには、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から、校務分掌、校内規程等において教職員の役割分担と責任を明確するとともに、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画、調整、評価について関係職員の連携の核となる防災主任・防災担当主幹教諭等（P28～29 参照）を校務分掌の中で位置付けることが必要である。

また、緊急かつ重大な事件・事故災害発生時には、管理職の指揮の下、学校全体で対応に当たる特別な危機管理体制を予め構築しておく。各学校においては、管理職が不在の場合の責任者を予め決めておくことや緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、心のケアなどの必要な方策、また併せて報道関係への適切な対処方法について危機管理マニュアル（学校防災マニュアルを含む）として定め、教職員に周知を徹底しておくことが大切である。

2 教職員の共通理解と校内研修

教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分理解し、積極的に安全教育や安全管理にかかわりながら、事件・事故災害発生時には、全教職員が各学校の危機管理マニュアル（学校防災マニュアルを含む）に基づき児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施する必要がある。

そのためには、防災主任・防災担当主幹教諭等、学校安全の中核となる教職員等が学校安全に関する情報や話題を日常的、定期的に、職員会議、学年会、校内研修等の機会を活用して、意図的に情報交換を進める必要がある。

また、すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるために、各学校において、学校安全計画に校内研修等を位置付け、日常、発生時、発生後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

研修として以下のような例が挙げられる。

研修項目	研修内容
事故統計・事例	・ 事故統計、事故事例や日本スポーツ振興センター等の事故情報を参考にした各学校の安全に関する問題点及びその改善に関すること
安全点検	・ 毎月の校内安全点検の結果に基づく検証に関すること
訓練の計画・実施	・ 危機管理マニュアル（防災マニュアル）に基づく、様々なケースに対応した防災訓練（地域連携）、防犯訓練の計画・実施に関すること ・ 避難所開設及び運営の模擬訓練の計画・実施に関すること
救急法	・ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当等に関すること
カウンセリング	・ 心のケアに関すること
教育課程	・ 安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関すること

3 家庭、PTAとの連携

各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者への説明責任を果たすことが近年特に重要になっている。また、保護者の意見を的確に把握し、意思の疎通を図って各学校の学校安全活動に活かすことが大切である。その際、家庭において担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うように促していくなど、学校と家庭の役割について意思疎通と合意を図ることが必要である。

児童生徒等の事件・事故災害は、学校（園）内だけでなく、校外の生活で起こることも少なくないことから、PTA活動等を通じて教職員と保護者が協力して安全管理や安全教育に取り組んでいくことが大切である。

（１）学校安全に関して家庭と意思疎通を図るための機会等

機 会	内 容
家庭訪問 授業参観 保護者懇談会 地域学校安全委員会等	・学校の取組についての情報提供、意見交換
学校・学年・学級通信（たより）等	・学校における学校安全の趣旨の通知
PTA 研修会 各学年 PTA 行事	・事件・事故災害の事例から児童生徒等の行動の特徴やその要因についての情報提供

（２）PTAとの協力

PTA活動として、次のような例が考えられる。

	学校とPTAが協力して取り組むことの例
災害安全	① 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の確立 ② 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引き渡しについての了解 ③ 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話し合い及び訓練の促進等に関する啓発
交通安全	① 通学路における、交通事故危険地点での立哨指導 ② 交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等） ③ 交通安全パトロール等の実施による啓発活動
生活安全	① 水の事故や転落事故などにつながりそうな河川やため池等の危険箇所等を明示した地図の配布や標識の設置等を推進 ② 通学路や遊び場などで、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起 ③ 地域での犯罪被害の防止のための、「子ども110番の家」等の活動促進 ④ 公園等における遊具等の破損状況などの情報提供促進
共 通	① PTAの広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発 ② 地域の実情に応じて、児童生徒等の登下校時における事件・事故、災害時に1次避難場所としての「子ども安全の家」等を設置する運動を、学校とともに推進 ③ 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やPTA主催研修会の実施

4 地域社会や地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、学校とPTAの連携と合わせて、地域関係機関・団体との連携を普段から進めておくことが大切である。特に、今回の東日本大震災においては、地域の避難所としての指定の有無にかかわらず、避難所になった学校も多くあった。児童生徒等のもとより地域住民の命の拠り所となり、地域防災の拠点としての役割を果たした。これらのことから、防災のみならず、学校安全を推進し、児童生徒等の安全・安心を確保するためには、平常時から地域、各関係機関との連携体制の構築に取り組むことが大切である。

(1) 連携を図る地域関係機関・団体等及び期待される効果や留意点等

① 安全指導に関して

連携の内容	連携先	期待される効果や留意点等
○交通安全指導 防犯指導	・各地域の警察署 ・自治体や地域の関係団体 ・保護者や地域住民で組織する団体	・警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。 ・安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。
○防 災 (避難訓練含む)	・各地域の消防署 ・各地域の警察署 ・市町村の防災担当部局 ・学校区の自治会 ・近隣の学校等 ・地域の方々と組織する団体(防災ボランティア、消防団等)	・消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知る良い機会である。 ・学校近隣の自治会等近隣住民の参加が可能であれば地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。 ・避難訓練では専門家の評価により、訓練の検証・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の点検、改善につながる。 ・大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定する。 ・近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

②安全確保に関して

連携場面	連携先	期待される効果や留意点等
○登下校時	・各地域の警察署 ・都道府県や市町村の関係部局 ・学校安全ボランティア（スクールガード）、保護者等の協力団体 ・近隣の学校等	・通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡を取り、協力体制の構築が必要である。 ・地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。
○校外での学校行事	・実施先の各警察署 ・実施先の各市町村関係部局 ・保護者等の協力者	・遠足・修学旅行・持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。 ・行事によっては、行政機関への各種届けが必要な場合もあるので、確認すること。
○事件・事故災害発生時	・各地域の警察署（防犯） ・各地域の消防署、自治体の防災担当部局 ・地域の関係団体	・各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を見直す際には関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。
○学校が避難所（避難場所）になった場合	・各地域の警察署（防犯） ・各地域の消防署、自治体の防災担当部局 ・自治体や地域の関係団体	・学校が避難所（避難場所）となった場合の対応について、各市町村の防災担当者と打ち合わせが必要である。 ・避難所として利用する自治会等の代表者とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。

（２）地域に根ざした安全教育の推進と地域組織など関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

- ① 学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- ② 地域にある安全に関する施設（防災館等）を教材として活用する。
- ③ 地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- ④ 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする。
- ⑤ 地域で開催される安全に関する行事に参加する。

５ 地域学校安全委員会等の組織

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議【「地域学校安全委員会」（仮称）等】を開催することが極めて重要である。」としている。また、このような「地域学校安全委員会」については、市町村関係部局の参加や幅広い支援が求められる。

（１）目的と位置付け

「地域学校安全委員会」の目的は、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的のために「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置付けられる。

（２）効果的な活動例

- ① 年度当初に委員会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。
- ② 基本的な開催計画を立てる（学期 1 回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- ③ 委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

（３）組織例

地域学校安全委員会等として新たな組織を立ち上げることは容易でないため、現在、各学校に設置されている各種委員会等の既存の組織を活用することが有効である。

構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、防災主任（防災担当主幹教諭）、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等、PTA 会長、副会長、PTA 健全育成委員長、学校ボランティア、地区長、民生委員、警察署、消防署、市町村関係部局等が考えられる。



防犯ボランティア活動（岩沼市立岩沼西中学校）